

観光振興事業費補助金交付要領（FAST TRAVEL 推進支援事業・公共交通利用環境の革新等事業・  
観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業・歴史的観光資源高質化支援事業・シェア  
サイクル導入促進事業・観光地域振興無電柱化推進事業・先進的なサイクリング環境整備事業  
・古民家等観光資源化支援事業・「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業）

平成30年3月28日 国総支第62号  
国鉄総第325号  
国自旅第294号  
国海内第187号  
国港総第597号  
国空事第1072号  
国空業第165号  
観参第294号  
平成31年4月2日 国総事第97号  
国総支第54号  
国都街第122号  
国都景歴第117号  
国道総第530号  
国道企第94号  
国住市第130号  
国鉄総第427号  
国鉄都第200号  
国鉄事第392号  
国鉄施第315号  
国自旅第315号  
国海内第250号  
国海外第414号  
国港総第699号  
国空事第1745号  
国官参空第83号  
観参第818号  
国官総第386号  
令和2年3月31日 国総地第68号  
国総モ第27号  
国総物第691号  
国総事第78号  
国都街第107号  
国都景歴第100号  
国道総第470号  
国道企第109号  
国住市第105号  
国鉄総第468号  
国鉄都第236号  
国鉄事第442号  
国鉄施第336号  
国自旅第302号  
国海内第120号  
国海外第278号  
国港総第682号  
国官参空第100号  
観参第1229号  
国官総第252号

この交付要領は、観光振興事業費補助金交付要綱（令和2年3月31日国総地第67号、国総モ第26号、国総物第690号、国総事第77号、国都街第106号、国都景歴第99号、国道総第469号、国道企第108号、国住市第104号、国鉄総第467号、国鉄都第226号、国鉄事第434号、国鉄施第315号、国自旅第301号、国海内第119号、国海外第277号、国港総第681号、国官参空第99号、観参第1228号、国官総第251号。以下「交付要綱」という。）のほか、観光振興事業費補助金の交付等観光振興事業の実施に当たって必要な事項を定める。

## I. 共通事項

### 1. 用語の意義

この要領において使用する用語の意義は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに交付要綱の定めるところによる。

### 2. 軽微な変更に係る取扱い

交付要綱第9条第1項第1号ただし書、第38条第1項第1号ただし書及び第62条第1項第1号ただし書に規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第1関係別紙1に記載の「申請する事業の目的・内容」又は「補助対象となる経費の総額」の変更

## II. FAST TRAVEL 推進支援事業

### 1. 共通事項

#### ①事業実施について

観光振興事業費補助金のうち、FAST TRAVEL 推進支援事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方航空局に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方航空局は、交付要綱第4条の規定に基づき、地方運輸局若しくは神戸運輸監理部又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される交通対策ワーキンググループに、要望を含む事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方航空局を通じて補助金額等が内示される。

補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方航空局に提出する。

### 2. 顔認証システムによる搭乗手続きの円滑化事業

#### ①基本的な考え方

空港を利用して出入国する旅客が、ストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、顔認証技術を活用して航空機への搭乗に関連する諸手続を一元化して円滑化・高度化し、利用者サービスを提供する顔認証対応機器・システムの導入を対象とする。

#### ②機能面の要件

チェックイン・手荷物預入・保安検査場入場ゲート・搭乗ゲートについて、顔認証機能を有し、機器・システムの使用により手続きを完遂することであること。

複数の航空会社が共通で利用可能な機器・システムであること。

#### ③実施要件

航空旅客ターミナル施設内での搭乗関連手続き全体での円滑化の実現を図るため、補助対象事業者は関係者と連携した取組の計画を策定することであること。

#### ④補助対象経費

航空旅客ターミナル施設における搭乗関連手続に係る顔認証対応機器の整備・改良に必要な経費を補助対象とし、補助対象経費については、以下のとおりとする。

なお、機器の新規整備だけでなく、既存機器の改良等による顔認証対応機器の整備に要する経費も補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための明確な機能向上を伴わない修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

##### 1) 顔認証対応機器の整備・改良に要する経費

- ・顔認証自動チェックイン機、顔認証自動手荷物預機、顔認証保安検査場自動ゲート、又は顔認証自動搭乗ゲートの機器購入費

- ・顔認証自動チェックイン機、顔認証自動手荷物預機、顔認証保安検査場自動ゲート、又は顔認証自動搭乗ゲートを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費
- ・顔認証による各機器の一元化システムを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費

2) 上記整備・改良の付帯工事に要する経費

- ・本事業で導入する機器を設置・稼働するために直接要した必要な最低限の費用とする。

### 3. 自動チェックイン等による旅客利便増進事業

#### ① 基本的な考え方

##### 1) 各種手続きの自動化／航空保安検査の円滑化

空港を利用して出入国する旅客が、ストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、先端技術を活用して航空機への搭乗に関連する諸手続の円滑化・高度化し、利用者サービスを提供する先端機器・システムの導入を対象とする。

##### 2) 地方空港の旅客利便増進

地方空港において国際線の就航を推進するため、国際線利用者の混雑や待ち時間の改善に資する、CUTE システムの導入及び、オンラインスクリーニングシステム導入に伴う施設整備に要する経費の一部を支援する。

##### 3) 手荷物輸送等の円滑化

航空旅客ターミナル施設から航空機までの間の旅客輸送又は手荷物輸送の円滑化を目的とした先進機能の整備に要する経費の一部を補助するものとする。

##### 4) 空港のおもてなし環境の充実

空港を利用して出入国する旅客が、ストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、空港の待ち時間等に日本の多様な魅力発信のための映像を放映するための機器の導入等に要する経費の一部を補助する。

#### ② 機能面の要件

##### 1) 各種手続きの自動化／航空保安検査の円滑化

チェックイン・手荷物預入・保安検査場入場ゲート・搭乗ゲートについては、機器・システムの使用により手続きを完遂するものであること。

複数の航空会社が共通で利用可能な機器・システムであること。

##### 2) 地方空港の旅客利便増進

CUTE システムについては、複数の航空会社が共通で利用可能な予約、搭乗券・手荷物タグ発券を行うシステムであること。

オンラインスクリーニングシステムは、国際線旅客の搭乗手続きによる待ち時間短縮のため、チェックイン後に預入手荷物の検査を実施することが可能となるよう、預入れ手荷物の検査機器及び搬送設備から構成されるシステム（方式）とすること。

チェックインカウンター周辺における検査結果待ち旅客の滞留防止対策を講じること。

##### 3) 手荷物輸送等の円滑化

手荷物搭降載補助機材については、バゲージハンドリングシステム、コンテナ又は航空機への手荷物の積み付け及び積み下ろしに用いる補助機材であること。ただし、労働負荷を軽減することを目的とした身体に装着する機材は補助の対象としない。

自動走行トーリングトラクターについては、手荷物を搭載するコンテナをけん引することを目的としたトラクターであり、自動走行システムレベル 3（※）以上の機能を有する機材であること。

ランプ内情報共有ツール（スマートグラス、タブレット）については、地上取扱業務において、スタッフが作業時にリアルタイムで情報共有を行うことを目的としたインターネット接続端末及びアプリケーションソフトウェアであること。

自動走行バスについては、旅客の輸送を目的としたバスであり、自動走行システムレベル 3（※）以上の機能を有する機材であること。

(※)「自動走行システムレベル」とは、官民 ITS 構想・ロードマップ 2017（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議：平成 29 年 5 月）で定義する「レベル」をいう。

#### 4 ) 空港のおもてなし環境の充実

L E D、液晶、投影などの電子式表示方式を用いて視覚情報を可変的に表示することができるデジタルサイネージをはじめとした放映機器であること。

#### ③実施要件

##### 1 ) 各種手続きの自動化／航空保安検査の円滑化

航空旅客ターミナル施設内での搭乗関連手続き全体での円滑化の実現を図るため、補助対象事業者は関係者と連携した取組の計画を策定すること。

##### 2 ) 地方空港の旅客利便増進

訪日誘客支援空港を優先的に取り扱うものとする。

##### 3 ) 手荷物輸送等の円滑化

成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、新千歳空港、福岡空港又は那覇空港に整備するものに対して優先的に補助を行うものとする。

##### 4 ) 空港のおもてなし環境の充実

- ・①④) の映像を観光庁との協議に基づき一定時間以上放映すること。
- ・旅客の出入国動線上に設置すること。

#### ④補助対象経費

##### 1 ) 各種手続きの自動化／航空保安検査の円滑化

航空旅客ターミナル施設における搭乗関連手続に係る先進機器の整備・改良に必要な経費を補助対象とし、補助対象経費については、以下のとおりとする。

なお、機器の新規整備だけでなく、既存機器の改良等による先進機能の整備に要する経費も補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための明確な機能向上を伴わない修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

###### ア) 先進機器の整備・改良に要する経費

- ・自動チェックイン機、自動手荷物預機、保安検査場自動ゲート、又は自動搭乗ゲートの機器購入費
- ・自動チェックイン機、自動手荷物預機、保安検査場自動ゲート、又は自動搭乗ゲートを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費
- ・スマートレーン（自動で手荷物の仕分け、搬送が可能なレーン）設備の購入費
- ・スマートレーンを構成するためのネットワーク機器及びソフトウェア購入費

###### イ) 上記整備・改良の付帯工事に要する経費

- ・本事業で導入する機器を設置・稼働するために直接要した必要な最低限の費用とする。

##### 2 ) 地方空港の旅客利便増進

###### ア) CUTE システムについては、以下を補助対象経費とする。

- ・CUTE 端末設備の購入費
- ・CUTE システムを構成するためのネットワーク機器の購入費及びソフトウェア購入費
- ・上記に係る整備・改良を実施する場合の設計費及び工事費

###### イ) インラインスクリーニングシステムについては、以下を補助対象経費とする。ただし、預入手荷物の検査機器は補助の対象としない。

- ・インラインスクリーニングシステムの整備・改良に係る設計費及び工事費
- ・預入手荷物検査結果表示システム構築・サーバー及び PC 端末設置費
- ・手荷物タグ読み取り装置設置費
- ・チェックインカウンター周辺における検査結果表示用ディスプレイ設置費
- ・その他、旅客滞留防止対策に必要な付帯設備に係る設計費及び工事費

##### 3 ) 手荷物輸送等の円滑化

補助対象経費については、以下のとおりとする。

なお、新規購入だけでなく、既存機材の改造等による先進機能の整備に要する経費も補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための明確な機能向上を伴わない修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

- ・手荷物搭降載補助機材の購入費及び設置工事費
- ・自動走行トートイングトラクターの購入費若しくは改造費
- ・ランプ内情報共有ツール（スマートグラス、タブレット）の購入費
- ・自動走行バスの購入費若しくは改造費

#### 4) 空港のおもてなし環境の充実

- ・デジタルサイネージ機器等の購入費
- ・デジタルサイネージ配信システムのソフトウェア購入費
- ・上記機器の設置工事費

ただし、コンテンツ作成費は含めない。

### 4. 電子タグ手荷物把握システム

#### ① 基本的な考え方

空港を利用して入国する旅客のストレス軽減と、待ち時間を有効活用できる環境を整備するため、到着便や乗継便での預入手荷物の搭降載状況や受け渡し時間の目安を旅客にリアルタイムで通知する電子タグ手荷物把握システムの導入を対象とする。

#### ② 機能面の要件

旅客の手荷物に付けた電子タグを専用装置で読み取ることにより、預入手荷物のトラッキングを実現できることであること。

複数の航空会社が共通で利用可能な機器・システムであること。

#### ③ 実施要件

海外での普及の加速を踏まえて成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港を優先的に取り扱うものとする。

#### ④ 補助対象経費

- ・手荷物把握システム構築及びサーバー設置費
- ・手荷物降載時及びターミナル内ベルトコンベア搬送時の電子タグ読み取り用スキャナー（固定式）設置費
- ・旅客通知用アプリケーション開発費
- ・バゲージクレーム内の旅客通知用表示用大型ディスプレイ設置費

## III. 公共交通利用環境の革新等事業

### 1. 共通事項

#### ① 指定市區町村

指定市區町村は、別添に掲げるとおりとする。

#### ② 公共交通路線等について

1) 交付要綱第2条第2号における外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号。以下「国際観光振興法」という。）第8条第1項により観光庁長官が指定した区間とは、「公共交通事業者等が外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間」（令和2年観光庁告示第●号）において定められた区間（以下「指定区間」という。）をいう。

2) これと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるものとは、以下のものをいう。

ア) 貸切バス、タクシー、自家用有償旅客運送：指定区間内の駅・ターミナル等を営業区域又は運送の区域に含むもの

イ) 旅客船、海上タクシー：指定区間内の駅・ターミナル等と接続する（※）港（湖川内の桟橋等を含む。）を起点又は終点とする航路を含むもの

※「接続する」とは、駅等と旅客船ターミナルとの間を、徒歩を含む移動手段により、通常の観光ルートとして結ぶことをいう。

ウ) ロープウェイ等：指定区間の駅等を含む観光地内を発着するもの

- エ) レンタカー、超小型モビリティ、シェアサイクル又はマイクロモビリティ：指定区間内の駅・ターミナル等に営業所又は貸出拠点があるもの（駅・ターミナル等周辺に営業所又は貸出拠点があるものを含む。）
- オ) 旅客船ターミナル等：国際旅客船の利用に供され、若しくは供されることとなる埠頭における旅客船ターミナル又は多数の外国人観光旅客が利用する旅客船若しくは外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる旅客船のターミナル及び当該ターミナルと指定区間内の駅等を結ぶ場合
- カ) 手荷物配送：指定区間内の駅・ターミナル等にカウンターがあるもの
- キ) 路線バス（交通機関の運行情報のデータ化の推進に限る。）：指定区間内の駅・ターミナル等を発着するもの

#### ③公共交通利用環境刷新計画の策定等について

- 1) 公共交通利用環境の革新等事業を実施しようとする公共交通事業者等は、公共交通利用環境刷新計画（以下「刷新計画」という。）の策定に当たっては、次の各号に留意するものとする。
  - ・ 計画の目標は、計画の期間内における公共交通利用環境の革新等事業の実施によって達成しようとする目標（以下「成果目標」という。）とすること。
  - ・ 計画の目標の実現状況等を評価するための定量的な指標（以下「評価指標」という。）が適切に設定されており、これにより公共交通利用環境の革新等事業の評価が適切に行うことができるものとなっていること。
  - ・ 成果目標及び評価指標の設定内容に対して公共交通利用環境の革新等事業の構成が妥当であること。
  - ・ 公共交通利用環境の革新等事業が、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があり、早期に事業効果の現れるものであること
- 2) 刷新計画は、国際観光振興法第9条第1項で規定する外国人観光旅客利便増進実施計画や観光ビジョン実現プログラム等と整合するものでなければならない。
- 3) 地方運輸局長等は、交付要綱第26条第1項の規定により公共交通事業者等から刷新計画の提出を受けたときは、当該刷新計画の内容を精査した上で、観光庁に進達するものとする。
- 4) 観光庁長官は、交付要綱第26条第2項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、外部有識者の意見を聴くものとする。観光庁長官は、刷新計画を認定したときは、地方運輸局長等を経由して、当該刷新計画を提出した公共交通事業者等に対し、その旨の通知をするものとする。
- 5) 公共交通事業者等であって他の公共交通事業者等の事業に係る交通サービス（指定区間に係るもの及びこれと一体となって利用環境を刷新することが効果的と考えられるものに限る。）の用に供するために、補助金の交付を受けて自らが保有する車両（観光列車又はバス・タクシー車両に限る。）又は船舶の導入・改造等を行うものは、交付要綱第26条第1項に規定する刷新計画の策定及び交付要綱第29条において準用する第23条から第25条までに規定する事業評価の実施について、当該他の公共交通事業者等と共同して行うことができる。

#### ④事業実施計画の策定について

- 1) 認定の通知を受けた公共交通事業者等は、事業毎に実施される要望調査時に、地方運輸局等に要望を提出する。
- 2) 地方運輸局等は、提出された要望を基に、必要な調整を経て事業実施計画案を作成し、当該案を観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される交通対策ワーキンググループに諮ることとする。  
その際は、認定を受けた刷新計画を添付する。
- 3) 同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、公共交通事業者等に対して、地方運輸局等を通じて補助金額等が内示される。公共交通事業者等は、内示後に、交付申請書を地方運輸局等に提出する。

#### ⑤「通常、整備が想定されていない場合」について

- 交付要綱別表3及び別表3の2中「通常、整備が想定されていない場合」とは、以下に掲げるものをいう。
- ・レンタカー、超小型モビリティ、シェアサイクル又はマイクロモビリティの無料Wi-Fiサービス
  - ・軌道、バス（バスターミナルを除く。）、タクシー、レンタカー、自家用有償旅客運送、相乗りタクシー、超小型モビリティ、海上タクシー、シェアサイクル、マイクロモビリティ又は手荷物配送のトイレの洋式化

- ・衛星通信を利用した有料Wi-Fiサービスを提供している旅客船の無料Wi-Fiサービス
- ・貸切バス、空港及び港湾のキャッシュレス決済対応

#### ⑥事業実施に当たっての留意点

##### (共通事項)

公共交通利用環境の革新等事業の実施に当たっては、国際観光振興法第9条第1項で規定する外国人観光旅客利便増進実施計画に基づき「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律第7条に規定する外国人観光旅客利便増進措置に関する基準」（平成30年10月16日観光庁告示第23号）で定められた措置を実施するとともに、「公共交通機関における外国人観光旅客利便増進措置ガイドライン」（平成30年10月観光庁）を参考とするものとする。

##### (多言語表記について)

「多言語表記」については、英語併記を基本とする。施設特性や地域特性の観点から、中国語（簡体字/繁体字）及び韓国語その他の必要とされる言語については、視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うこととする。この場合においては、情報提供に係る言語を外国人観光旅客が任意に選択可能なウェブサイト等において、中国語（簡体字/繁体字）及び韓国語その他の必要とされる言語による情報提供を行うことが望ましい。

多言語対応については、可能な限り、地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することとする。また、駅名や路線名等のナンバリングも外国語表記を行う上で有効な補助手段である。これらの表記方法の基本方針については「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成26年3月）を参考とする。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJIS Z 8210に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないよう、十分に配慮する必要がある。

なお、旅客施設及び車両等の表記の整備方法は、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（平成30年7月）及び「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（平成30年7月）を参考とする。

##### (無料公衆無線LAN環境について)

本事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、共通シンボルマークJapan Free Wi-Fi（以下「シンボルマーク」という。）の申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うこととする。

加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1)による認証方式、2)及び3)の認証方式併用（※1）を導入することとする。（※2）

1) SMS（ショートメッセージ）・電話番号を利用した認証方式

2) SNSアカウントを利用した認証方式

3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式（※3）

（※1）利用者が2)又は3)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式

（※2）上記認証方式を適用しなくてもよいケース

・災害時における無料公衆無線LANの開放

・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時  
なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や

2)又は3)の認証方式の単独実施でも認める場合がある。

（※3）メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外（訪日外国人旅行者等）

はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続に要する最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要となる。

##### (トイレ施設内の案内用図記号について)

トイレ施設内や入口ドア等において、「温水洗净便座」、「洋式トイレ」及び「和式トイレ」のシンボルマークとして、J I S Z 8 2 1 0 に示された案内用図記号を表示することが望ましい。

## 2. 補助対象メニューについて

### ①多言語対応【必須メニュー】

1 ) 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ（パソコン又は携帯電話やスマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。）等の多言語又はピクトグラムによる表記について

ア) 案内標識とは、誘導サイン類（施設内の方向を指示するのに必要なサイン）、位置サイン類（施設等の位置を告知するのに必要なサイン）、案内サイン類（乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサインで路線図、時刻表、構内図、所要時間案内標、運賃表、のりば案内標を含む。）、規制サイン類（利用者の行動を規制するのに必要なサイン）を多言語表記するものをいい、補助対象事業者の公共サービスを提供する施設管理区分を対象とする。

イ) 可変式情報表示装置とは、L E D、液晶などを用いた電子式やフラップなどを用いた機械式の表示方式を用いて、視覚情報を可変的に表示するデジタルサイネージをはじめとした装置のことをいい、補助対象事業者の公共サービスを提供する施設管理区分を対象とする。

ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。

ウ) ホームページ（パソコン又は携帯電話やスマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。）とは、補助対象事業者が管理運営する経路検索又は予約システムを備えたウェブサイト（新規開設及び多言語化に伴い新たに経路検索又は予約システムを備える場合を含む。）の多言語化を行うものを指し、時刻表、運行情報、沿線情報等が掲載されたものとする。経路検索とは、乗換案内情報等を提供するシステムの整備に要する経費（乗換案内情報等のコンテンツプロバイダーへの情報提供を目的とした時刻情報等の電子化に伴う初期費用を含む。）を対象とする。

また、予約システムとは、オンライン上で座席が予約でき、かつクレジットカード等により決済できることが望ましいが、オンライン上のメールフォーム等により多言語により座席の予約ができるものも含む。

ただし、広告宣伝を主に行うものは除くこととする。

エ) その他想定としては、自動券売機画面や切符の券面の多言語化に伴う自動券売機のシステム改修費用、スマートフォンを活用した船内での多言語観光案内に要する費用（アプリケーション導入に伴う費用）等を想定している。

2 ) 案内放送の多言語化（スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。）について

案内放送の多言語化とは、多言語による自動放送を行うことが出来る案内放送装置のことをいう。また、旅客施設や車内等における案内放送を訪日外国人旅行者のスマートフォン等に多言語表示させるためのシステム導入に要する経費についても補助対象とする。

なお、翻訳や録音等の諸費用を含む。

3 ) 多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、多言語拡声装置について

多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置とは、旅客施設又は車内・船内において、補助対象事業者のスタッフが多言語により運行情報等を提供することや訪日外国人旅行者とコミュニケーションをとることを目的として使用する機器である。

なお、通信費等の当該多言語案内・翻訳用タブレット端末及び多言語案内・翻訳システム機器の維持に関する経費は補助対象としない。

また、多言語案内・翻訳用タブレット端末においては、多言語案内・翻訳アプリをインストールすることを条件とし、タブレット端末の導入後には利用状況を把握する。この他、路線図、時刻表等、訪日外国人旅行者の移動円滑化に資する多言語情報をインストールすることとする。

4 ) 事故・災害時等においても、案内標識、可変式情報表示装置、案内放送、ホームページ、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器、多言語拡声装置等により、運行情報等の訪日外国人旅行者の移動円滑化に資する情報を多言語で提供する。

5 ) 多言語ロケーションシステムについて

「ロケーションシステム」とは、G P S等を用いて車両の位置情報を収集し、駅等の案内表示板や訪日外国人旅行者所有のスマートフォン、パソコン等に運行情報を提供するシステムのことをいい、多言語で情報提供するものに限る。

なお、位置情報を訪日外国人旅行者所有のスマートフォン等を使用して提供する場合には、訪日外国人旅行者が当該情報を容易に取得できるよう、ターミナル駅や優等列車の車両内を中心に、無料公衆無線LAN環境の整備を促進することとする。

また、バスロケーションシステムを導入する場合は、標準的なバス情報フォーマットを使用すること。

#### 6) 訪日外国人旅行者対応のための接遇研修について

訪日外国人旅行者対応のための接遇研修（オンデマンド交通に限る。）については、訪日外国人が言葉の不安を感じることなく利用できるようにするために、ドライバーや窓口スタッフ（電話等で応対するスタッフを含む。）に対して、接遇研修を実施するためには要する経費を補助対象とする（接遇研修、災害対応訓練研修、講師謝金、会場借上料、テキスト作成費、研修参加費及び研修委託料を対象とする。ただし、人件費は除く。）。

#### ②無料Wi-Fiサービス【必須メニュー】

本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティー対策含む。））を対象とする。

このうち航空機へ設置する経費については補助対象外とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

当該機器については、訪日外国人旅行者の移動に係る利便性の向上の促進等に資する旅客施設又は車内・船内に設置することとする。

#### ③トイレの洋式化【必須メニュー】

車内・船内及び旅客施設における和式トイレの洋式化に必要な経費を補助対象とし、補助対象設備は以下のとおりとする。

##### 1) トイレの洋式化について

###### ア) 補助対象経費

次に掲げるア又はア及びイを実施する場合、整備に係る設計、機器購入、工事（撤去・内装・衛生設備・取付・建具及び電気設備等）及び工事管理等に要する経費を補助対象とする。

###### ア 基本整備項目

- ・和式便器の洋式化
- ・洋式便器の増設
- ・洋式便器の旧式から新式への交換（温水洗浄便座を設置するものに限る。）
- ・洋式便器の新設（建替、増築、新築時）

なお、補助対象となる大便器が設置されるブース内の機器（大便器、普通便座、紙巻き器、洗浄関連設備等）の購入費、設置に要する経費は基本整備項目に係る経費に含めることとする。

###### イ 追加整備項目

- ・温水洗浄便座の設置、暖房便座
- ・ハンドドライヤーの設置
- ・洗面器（自動水栓化等）
- ・化粧鏡
- ・小便器（自動水栓化等）
- ・LED照明
- ・室内空調（換気、冷暖房）設備
- ・外装工事（屋根部分は除く）
- ・窓
- ・入口ドア
- ・案内標識（多言語又はピクトサイン等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等）
- ・案内表示（トイレ施設内のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等）
- ・掃除流し
- ・その他

※ 追加整備項目については、基本整備項目を実施した場合に限り、機能向上が認められる以下の整備を補助対象とする。なお、追加整備項目に係る設計・工事（外装工事を除く）に要する経費は基本整備項目に含めることとする。

###### イ) 補助対象外経費

以下の整備は補助対象としない。

- ・土地の取得
- ・和式便器の整備
- ・案内標識以外の公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、トイレ施設外の電気・配管・浄化槽の設置等）
- ・躯体の新設工事（床・天井・壁・屋根等の建築構造に係る工事）

2) 多機能トイレについて

多機能トイレの設置等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

ア) 附帯工事費

多機能トイレの設置に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

イ) 補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

ウ) 事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

④キャッシュレス決済対応【必須メニュー】

キャッシュレス決済対応については、乗車・乗船に係るものや、シェアサイクル、マイクロモビリティ又は手荷物配送における利用に係るものに限り、補助対象設備は、以下のものとする。

1) 全国共通ICカードについて

ア) 交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）の利用を可能とするシステム導入・改修に要する経費（システム開発費、設備整備費等）を補助対象とする。

イ) 「交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）」とは、Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、PiTaPa、SUGOCA、はやかけん及びnimoca の全国主要エリアで利用可能な10種類のカードを指す。

ウ) サービス提供区域・路線・車両の拡大や相互利用範囲の拡大等の機能の明確な向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

エ) 交通系ICカードの利用を可能とするシステムを導入する場合には、訪日外国人旅行者が移動を円滑に行うため、車両内・船内においては次停車駅（次停留所）又は次の入船港に関して多言語で情報提供を行い、旅客施設においては駅名・入船港名等を多言語化するものとする。ただし、多言語での情報提供は、車内・船内放送設備によるものを含む。

2) 二次元コード等、クレジットカード対応、索道のキャッシュレス対応、レンタカーのETCカード対応等について

ア) 二次元コード等決済、クレジットカード決済、索道のキャッシュレス対応、レンタカーのETCカード対応等を可能とするシステム導入・改修に要する経費（システム開発費、設備整備費等）を補助対象とする。

イ) サービス提供区域・路線・車両の拡大や相互利用範囲の拡大等の機能の明確な向上に要する経費については補助対象とするが、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

ウ) 「二次元コード等」とは、以下のものを対象とする。

- ・二次元コード
- ・バーコード

3) ICカード企画乗車船券、企画乗車船券の発行について

ア) ICカード企画乗車船券又は企画乗車船券（以下「企画乗車船券等」という。）の補助対象事業者が、複数の公共交通事業者等である場合には、当該公共交通事業者等の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者に対して補助するものとする。

イ) 補助対象事業者が、公共交通事業者等から構成される団体等である場合には、当該団体等の構成員たる公共交通事業者等の中から、取りまとめ事業者を定め、大臣は当該取りまとめ事業者又は当該団体等に対して補助をするものとする。

なお、企画乗車船券等の利用エリアには、補助対象事業者以外の路線や補助対象路線等以外を含んでも構わないが、補助対象事業者以外の事業者への補助はできない。

ウ) 取りまとめ事業者は、交付要綱に定められた手続を代表して行う。

エ)企画乗車船券等の補助対象経費は、システム開発・改修費用、設備整備費用（企画乗車船券のICカード化、補助対象路線等に限る）、ICカード及び券片の製作費用、販促物作成費用、多言語のウェブサイト制作費用、翻訳費用、プロモーション費用、協議会運営費用等を補助対象とする。

なお、当該企画乗車船券の導入による事業者の減収分の補填等は補助対象経費外とする。

オ)販売後には、販売枚数の記録、アンケートその他の方法により、当該企画乗車船券等に係る訪日外国人旅行者向けの販売状況、利用状況等を把握するものとする。

#### ⑤非常時のスマートフォン等の充電環境の確保【選択メニュー】

補助対象経費については、以下のとおりとする。なお、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費は補助対象としない。

##### 1)非常用電源装置

旅客施設や車内・船内において、多言語で情報提供等を行うために必要な非常用電源装置（蓄電池システム、発電機等）の整備に要する経費。

##### 2)情報端末への電源供給機器

事故・災害時等において、外国人観光客が所有する携帯電話等の情報端末を充電するための機器の整備に要する費用。

##### 3)その他

非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に附隨するもの。

4)本補助事業の対象となる情報端末への電源供給機器については、訪日外国人旅行者に対して、インターネットの利用、旅客施設や車内・船内において公衆に見やすいように掲示する方法その他これらに類する方法により、多言語で分かりやすくその所在を示すもの（補助事業完了までに当該措置を実施する計画を定めている場合を含む。）とする。

#### ⑥大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上【選択メニュー】

1)旅客施設における段差の解消（エレベーター、スロープ、ボーディングブリッジ等）に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

##### ア)附帯工事費

バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

##### イ)補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

##### ウ)事務費

補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

なお、エレベーター又はスロープについては「ピクトグラム」又は多言語表記を行うこととする。

##### 2)LRTシステムの整備

LRTシステムの整備に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

##### ア)附帯工事費

停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転化施設整備等に伴う旅客施設の改修等（通路、階段等の新設、移設及び改築等）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。

##### イ)補償費

物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。

##### 3)インバウンド対応型バス

ア)インバウンド対応型バスとは、本補助事業の必須メニューである多言語対応、無料Wi-Fiサービス及びキャッシュレス決済対応が全て設置されているノンステップバス（連節車両含む。）、リフト付きバスをいう。

イ)インバウンド対応型バスの導入に係る補助対象は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年1月26日付け国自技第211号、平成18年3月20日付け国自技第254号、平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。

ウ) インバウンド対応型バス車両に係る車載機器類の取扱い

インバウンド対応型バス車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする。

ア ノンステップバス標準仕様装備（リフト付バスについても、これに準ずるものとする。）

イ ニーリング、アイドリングストップ、オートマチック装置

ウ ABS装置

エ 車椅子固定装置、床の滑止め加工

オ 上記アからエまでに掲げるもののほか、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの

カ 多言語対応端末（タブレット端末、音声翻訳機 等）

キ 無料Wi-Fiサービス

ク キャッシュレス決済端末

ケ PTS車載機器

4) インバウンド対応型タクシー

ア) インバウンド対応型タクシーとは、本補助事業の必須メニューである多言語対応、無料Wi-Fiサービス及びキャッシュレス決済対応が全て設置されているユニバーサルデザインタクシーをいう。

イ) インバウンド対応型タクシーの導入に係る補助対象は、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づく認定を受けたタクシーに限ることとする。

ウ) インバウンド対応型タクシー車両に係る車載機器類の取扱い

インバウンド対応型タクシー車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする。

ア 車いす等固定装置

イ 車いす用シートベルト

ウ 手すり

エ 点滴等フック固定装置

オ 車いす用ヘッドレスト

カ 上記アからオまでに掲げるもののほか、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの

キ 多言語対応端末（タブレット端末、音声翻訳機 等）

ク 無料Wi-Fiサービス

ケ キャッシュレス決済端末

5) 車両における荷物置き場の設置

鉄道車両内において、ラゲッジラックの設置等により大型荷物スペースを確保するために必要な車両の改良に要する経費を補助対象とする。

⑦移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応【選択メニュー】

観光列車、サイクルトレイン、サイクルバス、サイクルシップ、オープントップバス、水陸両用バスその他の移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応に資する訪日外国人旅行者向け車両の導入・改造等に要する経費を補助対象とする（設計費、販促物作成費用、多言語のウェブサイト制作費用、翻訳費用を含む）。

1) 観光列車

ア) 地域の観光資源・観光関係者と連携して、景色や食事を楽しむなど、移動そのものが観光資源となるもので、利用者への応対が多言語となっている訪日外国人旅行者向けの商品展開を図るものに限る。

イ) 寝台列車は補助対象外とする。

2) サイクルトレイン、サイクルバス、サイクルシップ

自転車を解体せずに乗車・乗船することができ、利用者への応対が多言語で対応している車両・船舶の導入・改造等に要する経費であり、旅客施設において自転車を移動させるためのスロープの設置等に要する経費を含む。

3) オープントップバス、水陸両用バス

訪日外国人向けの定期観光バスルートに導入され、利用者への応対が多言語で対応している車両に限る。

4) 上記1)～3)の他に移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応に資する訪日外国人旅行者向け車両を含む。

## ⑧多様なニーズに対応する新たな交通サービス創出等について【選択メニュー】

多様なニーズに対応する新たな交通サービスの創出等に資するシステムの導入・開発等に要する経費を補助対象とする。

### 1 ) 自家用有償旅客運送等

オンデマンド交通については、以下の経費を対象とする。

- ・オンデマンド交通システムの開発・導入に要する経費  
　　オンデマンド交通システムとは、AI等を活用して予約に応じた運送を行うために必要な予約管理、最適配車を行う（最適な乗車場所及び乗車順、経路、降車場所及び降車順を決定する）システムをいい、当該システムの開発・導入経費
- ・自家用有償旅客運送の運転者の育成に要する経費  
　　自家用有償運送の形態でオンデマンド交通を実現する場合に必要な運転者の育成に必要な経費（募集を行うための説明会開催経費、訪日外国人旅行者対応のための接遇講習受講費、遠隔地から主要都市で開催される法定講習に参加するための交通費、出張講習により講師派遣を依頼する場合の出張費、会場賃料等諸経費を含む。）

相乗りタクシーについては、以下の経費を対象とする。

- ・相乗りタクシーの実施に必要となるシステムの開発・導入経費  
　　相乗りタクシー（配車アプリを活用して、目的地が近い利用者同士をマッチングさせてタクシーを配車させ、1台のタクシーに複数の利用者が相乗りすることで、割安にタクシーを利用できるサービスをいう。）を実現するために必要なマッチング、運賃計算（相乗りする利用者の最初の乗車地から最後の降車地までの走行距離に応じて算定した金額を、各利用者が単独で乗車した場合の推計走行距離に応じて按分して算定し、乗車前に金額が分かるもの）を行うためのシステムの開発・導入経費

### 2 ) 超小型モビリティ

超小型モビリティについては、以下の経費を対象とする。

- ・貸出・返却システムの導入経費  
　　超小型モビリティの貸出・返却に必要な多言語によるシステムの整備・改良費
- ・超小型モビリティ配置場所整備費  
　　超小型モビリティの貸出拠点の整備に係る経費（上屋を含む。）
- ・充電設備等の導入経費  
　　超小型モビリティに電源を供給するための設備を整備し、付随する物品を購入するための経費
- ・走行位置管理システム導入経費（車載器を含む。）  
　　超小型モビリティが安全が確保された区域内を走行し、高速道路等走行禁止区域に侵入しないよう走行位置を把握し、通信するためのシステム及び超小型モビリティに搭載するGPS車載器、通信機器等を導入するための経費

### 3 ) 海事

航路を特定せずオンデマンド運航サービスを提供する船舶については、以下の経費を対象とする。

- ・操船者の最適配乗管理システムの開発・導入経費  
　　複数の操船者の最適な配乗管理システムの開発・導入経費
- ・デマンドシステムの開発・導入経費  
　　複数の配船申込みに対し、最適な乗船・降船の経路を計算の上、操船者に示すシステムの開発・導入経費
- ・最適料金設定システムの開発・導入経費  
　　需要と乗船距離等に応じた最適料金設定システムの開発・導入経費
- ・GPS機器等の通信機器による洋上船舶管理システム開発・導入経費  
　　洋上で運航している船舶にデマンドに応じた最適な運航を指示するための船舶の動静管理システムの開発・導入経費

### 4 ) シェアサイクル又はマイクロモビリティ

シェアサイクル又はマイクロモビリティについては、以下の費用を対象とする。

- ・貸出・返却システムの導入経費  
　　シェアサイクル又はマイクロモビリティの貸出・返却に必要な多言語によるシステムの整備・改良費
- ・貸出拠点の整備費  
　　シェアサイクル又はマイクロモビリティの貸出返却を行う場所であって、舗装や柵、精算機等の設置を含めたシェアサイクル又はマイクロモビリティを駐車するために必要な環境の整備・改良費
- ・貸出拠点間の需要供給管理システムの整備費

外国人旅行者の利便に資する、各貸出拠点におけるシェアサイクル又はマイクロモビリティの需要と供給を管理するシステムの整備・改良費

5 ) 手荷物配送

手荷物の一時預かり又は配送の受付に活用する予約システムの整備・改良費

⑨公共交通機関の運行情報等のデータ化の推進について

公共交通機関の運行情報等のデータ化の推進に係る補助対象については、以下のとおりとする。

1 ) 補助対象要件

ア) 補助対象となる特定データ形式とは、「標準的なバス情報フォーマット」、「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」等の GTFS(General Transit Feed Specification)形式とする。

イ) 補助対象となる特定データ形式でのデータ出力を可能とするシステムとは、以下の要件に該当する場合とする。

- ・ダイヤシステム、バスロケーションシステム等の運行管理に係るシステム
- ・特定データ形式で作成された時刻、運賃、路線又は車両位置等の交通情報を出力できるもの

2 ) 補助対象経費

ア) 特定データ形式でのデータ出力を可能とするシステム構築に要する経費

- ・特定データ形式でのデータ出力を可能とするシステムの導入や既存のシステムの改修等に要する経費（故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理、代替更新のみに要する経費は除く。）

イ) データ化されていない交通情報の特定データ形式によるデータ化に要する経費

- ・交通情報の特定データ形式化に要する費用（経路検索事業者等への委託費を含む。）

⑩観光地での周遊や観光消費の増加を促すサービスの提供について

観光地での周遊・観光消費の増加を促すサービスの提供にかかる補助対象については、以下のとおりとする。

1 ) 事業補助対象要件

補助対象となる実証実験は、以下の条件に該当する場合を対象とする。

- ・交通事業者を1社以上含むこと。
- ・地方公共団体、公共交通事業者等又は観光事業者が実施する場合は、協定の締結等により相互に連携したものであること。
- ・交通機関又は観光施設に係るフリーパスを提供すること。

2 ) 補助対象経費

・複数事業者間のデータ等を連携するためのソフトウェア、クラウドサービス、アプリケーション（以下「連携基盤システム」という。）の購入・開発費（システム用サーバーの初期費用及び維持管理費用は除く。）

・既存の連携基盤システムの機能拡張に係るシステムの改修費

・連携基盤システムの利用料（最大1年間）

・連携基盤システム導入に伴う導入設定、マニュアル作成費、研修実施に係る費用

・連携基盤システムのセキュリティ対策費

・連携基盤システムを利用したキャッシュレス決済導入に係る費用

・超小型モビリティ等の新型輸送サービスの運行に係る費用（車両費は除く。）

・交通サービスの利用啓発に係る費用

### 3. 種目ごとの事項について

#### ①鉄道

1 ) 補助対象事業者等

大手民鉄とは、東武鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、京王電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、東京急行電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、相模鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社及び西日本鉄道株式会社とする。

大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者とは、新京成電鉄株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、神戸高速鉄道株式会社及び山陽電気鉄道株式会社とする。

また、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者における東京駅及び大阪駅から半径 50 キロメートル、名古屋駅から半径 40 キロメートルの範囲を除く地域の路線とは、別添のとおりとする。

## 2) 鉄道車両への補助

鉄道車両における多言語対応、無料 Wi-Fi サービス、トイレの洋式化、移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応については、補助対象路線を運行する車両を補助対象とする。

## ②自動車

### 1) 補助対象事業者

補助対象事業者のうち、一般乗合旅客自動車運送事業者等に準ずるものとして大臣が認定した者の認定手続きについて、当該認定を受けようとする事業者は、補助金の交付申請をもって認定申請を行ったものとし、大臣は、補助金の交付申請の審査と併せて認定の審査を行い、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。

## 別添

事業者名	路線名	区間
東武鉄道株式会社	伊勢崎線	加須～伊勢崎
	桐生線	太田～赤城
	小泉線	館林～西小泉、太田～東小泉
	佐野線	館林～葛生
	日光線	栗橋～東武日光
	鬼怒川線	下今市～新藤原
	宇都宮線	新栃木～東武宇都宮
	東上本線	東松山～寄居
	越生線	東毛呂～越生
西武鉄道株式会社	池袋線	東吾野～吾野
	西武秩父線	吾野～西武秩父
京成電鉄株式会社	東成田線	京成成田～東成田
	本線	京成成田～成田空港
小田急電鉄株式会社	小田原線	伊勢原～小田原
京浜急行電鉄株式会社	久里浜線	京急久里浜～三崎口
名古屋鉄道株式会社	名古屋本線	豊橋～藤川
	豊川線	国府～豊川稲荷
	西尾線	上横須賀～吉良吉田
	蒲郡線	吉良吉田～蒲郡
	河和線	河和口～河和
	知多新線	上野間～内海
近畿日本鉄道株式会社	大阪線	三本松～伊勢中川
	山田線	伊勢中川～宇治山田
	名古屋線	箕面～伊勢中川
	鈴鹿線	伊勢若松～平田町
	湯の山線	湯の山温泉
	志摩線	鳥羽～賢島
	鳥羽線	宇治山田～鳥羽
	伊賀線	伊賀上野～伊賀神戸
	養老線	池野～揖斐
南海電気鉄道株式会社	南海本線	淡輪～和歌山市
	多奈川線	みさき公園～多奈川
	加太線	紀ノ川～加太
	和歌山港線	和歌山市～和歌山港
	高野線	紀伊細川～極楽橋
南海電気鉄道株式会社	鋼索線	極楽橋～高野山
京阪電鉄株式会社	石山坂本線	滋賀里～坂本
山陽電気鉄道株式会社	本線	藤江～山陽姫路
	網干線	飾磨～山陽網干

## IV. 観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業

### 1. 共通事項

#### ①旅行環境まるごと整備計画の策定について

- 1) 指定市區町村等は、旅行環境まるごと整備計画（以下「整備計画」という。）の策定に当たっては、次の各号に留意するものとする。
  - ・ 計画の目標は、計画の期間内における観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業の実施によって達成しようとする目標（以下「成果目標」という。）とすること。
  - ・ 計画の目標の実現状況等を評価するための定量的な指標（以下「評価指標」という。）が適切に設定されており、これにより観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業の評価が適切に行うことができるものとなっていること。
  - ・ 成果目標及び評価指標の設定内容に対して観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業の構成が妥当であること。
  - ・ 観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業が、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があり、早期に事業効果の現れるものであること。
- 2) 指定市區町村等は、交付要綱第30条第1項の規定による整備計画の提出に当たっては、あらかじめ、整備計画に記載された観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業を実施する者から、事業毎に要望を取りまとめた上で、地方運輸局長等へ提出する。
- 3) 地方運輸局長等は、交付要綱第30条第1項の規定により指定市區町村等から整備計画の提出を受けたときは、要望書及び当該整備計画の内容を精査するとともに、これらについて記載内容の齟齬がないか等について確認を行った上で、当該整備計画を観光庁長官に進達するものとする。
- 4) 観光庁長官は、交付要綱第30条第2項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、外部有識者の意見を聴くものとする。観光庁長官は、整備計画を認定したときは、地方運輸局長等を経由して、当該整備計画を提出した指定市區町村等に対し、その旨の通知をするものとする。

#### ②事業実施計画の策定について

- 1) 地方運輸局等は、交付要綱第30条第2項の規定による認定を受けた整備計画に係る要望書について、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。
- 2) 同ワーキンググループにおいて事業実施計画案の了承後、観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業を実施する者に対して、地方運輸局等を通じて補助金額等が内示される。  
観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業を実施する者は、内示後に交付要綱第7条の規定に基づき、補助金交付申請書を地方運輸局等に提出する。  
なお、「2. 補助事業等における①補助対象事業 7、11」の事業のみを実施する場合は、指定市區町村等による整備計画の提出を必要とせず、要望を基にした事業実施計画案を諮ることとする。

#### ③整備計画区域

様式第13で定める整備計画区域とは、特定観光地において、指定市區町村等が地域の関係者と一体となって受入環境整備に取り組む区域とする。

#### ④補助対象事業者等

大手民鉄とは、東武鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、京王電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、東京急行電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、東京地下鉄株式会社、相模鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社及び西日本鉄道株式会社とする。  
大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者とは、新京成電鉄株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、神戸高速鉄道株式会社及び山陽電気鉄道株式会社とする。

### 2. 補助事業等

#### ①補助対象事業

補助の対象となる事業は、1)から11)までに掲げる事業とする。8)から10)に関しては、1)から7)までのうちいずれか一つ以上を実施する場合に限り対象とする。

なお、7)及び11)については、これのみを行う事業も対象とする。

- 1) 多言語観光案内標識の一体的整備
- 2) 観光スポットの掲示物等の多言語化整備
- 3) 無料公衆無線LAN環境の面的整備
- 4) 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備
- 5) 公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上
- 6) 観光スポットの段差の解消
- 7) デジタルサイネージを活用した災害情報発信機能の強化
- 8) 外国人観光案内所の整備・改良
- 9) 観光拠点情報・交流施設の整備・改良
- 10) 手ぶら観光センターの機能向上
- 11) 外国人観光案内所における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備

## ②補助対象外となる施設・経費

上記①における1)、3)及び5)については、商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する営利目的の施設内及び公共空間であっても利用料を収受しなければ入場できない箇所は対象としない。

また、次に掲げる経費は、補助対象としない。

- ・土地の取得に要する経費
- ・故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕に要する経費

## ③多言語での案内標識・案内表示について

多言語での案内標識・案内表示については英語併記を基本とする。なお、中国語(簡体字/繁体字)又は韓国語その他の必要とされる言語については視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うこととする。また、翻訳に際しては校正(※)を実施すること。なお、多言語対応については、二次元コード等の活用も検討し、可能な限り、地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することが望ましい。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJIS Z8210に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないよう、十分に配慮する必要がある。

※ 校正とは

- ・翻訳される言語を第一言語とする者や通訳案内士等の第三者が誤訳やスペルミス、文法の誤り等を指摘・訂正することで、必ずしもネイティブでない外国人にも十分伝わる、わかりやすさを重視した平明な言語・文章とすること。

## ④無料公衆無線LAN環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線LANの整備は、以下の要件を全て満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- 1) 整備に当たり、導入する無料公衆無線LAN機器は、電波の効率的な利用の観点から、仕様上、IEEE 802.11ac (Wi-Fi 5 (5GHz帯))以上に対応していること。
- 2) 利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、以下のア)による認証方式、又はイ)及びウ)の認証方式併用(※1)を導入(※2)し、その方法を多言語にて明示すること。
  - ア) SMS(ショートメッセージ)・電話番号を利用した認証方式
  - イ) SNSアカウントを利用した認証方式
  - ウ) 利用していることの確認を含めたメール認証方式(※3)

※1 利用者がイ)又はウ)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式。

※2 上記認証方式を適用しなくてもよいケース

- ・災害時における無料公衆無線LANの開放時
- ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時

※3 メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人等)はメール受信ができないため、手続きに係る最初の数分間はネット接続を可能とする又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要となる。

- 3) 共通シンボルマーク Japan. FreeWi-Fiの申請も併せてを行い、シンボルマークの掲出を行う

こと。

⑤トイレ施設内や入口ドア等における表示について

トイレ施設内や入口ドア等において、「温水洗浄便座」、「洋式トイレ」及び「和式トイレ」のシンボルマークとして、J I S Z 8 2 1 0に示された案内用図記号を表示することが望ましい。

⑥成果物（多言語での情報発信に関するコンテンツ）の提供について

本補助事業において作成した成果物のうち、多言語での情報発信に関するコンテンツの著作権については、原則として補助対象事業者に帰属させることとし、観光庁及び第三者の求めに応じて提供できるようにすること。

### 3. 多言語観光案内標識の一体的整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者への観光情報の提供を目的とする多言語観光案内標識の整備を対象とする。また、補助対象事業が広告により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であることとする。

②機能面の要件

本補助事業においては、訪日外国人を含む旅行者が整備計画区域内を周遊することが容易になるようデザインを統一した多言語観光案内標識を複数組み合わせることにより、全体として、以下の要件を満たすこととなるものを対象とする。

1) 整備計画区域内における観光スポットの位置や当該観光スポットに至るまでの経路等の情報が提供されるものとなっていること。

2) 観光スポットやその周辺における観光情報が提供されるものとなっていること。

3) 1)から2)までには、多言語観光案内標識に地図や方向を指示する矢印等を掲載する方法の他、二次元コードや訪日外国人を含む旅行者の携帯するスマートフォン、I C Tを活用した機器を利用する場合を含む。

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1) 本工事費

多言語観光案内標識を新規に設置することを目的に行う工事、又は既設の多言語観光案内標識の改修に要する経費。

2) 附帯工事費

多言語観光案内標識の整備に直接要する費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の経費。

3) 事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費。

4) コンテンツ作成

多言語観光案内標識の設置主体が訪日外国人を含む旅行者への観光情報等の提供を目的として多言語観光案内標識に係るコンテンツの作成に要する費用。

5) 無料公衆無線L A N機器

多言語観光案内標識の設置に関わり、付帯して設置する以下⑤の要件を満たす無料公衆無線L A N機器の整備に要する費用。

6) その他

多言語観光案内標識の整備に附随するもの。

④補助対象外経費

舗装等の周囲整備、観光スポット敷地内における施設案内を目的とした整備及び地域住民の利用を主たる目的とする整備は対象としない。

⑤無料公衆無線L A N環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線L A Nの整備は、「2. 補助事業等 ④無料公衆無線L A N環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。また、本事業の対象となる無料公衆無線L A N環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線L A N機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（無料公衆無線L A N機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））で多言語観光案内標識において整備するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

#### 4. 観光スポットの掲示物等の多言語化整備

##### ① 基本的な考え方

観光地の代表的な観光スポットにおける訪日外国人を含む旅行者への多言語での観光情報の提供を目的とする掲示物等の整備を対象とする。また、補助対象事業が広告により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であることとする。

##### ② 補助対象要件

###### 1) 観光スポットについて

・「①基本的な考え方」に掲げる観光スポットであること。ただし、商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する施設を除く。

※「観光スポット」とは、訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れていると推定される観光施設等をいう。

###### 2) 機能面の要件

本補助事業においては、説明板や二次元コード、訪日外国人を含む旅行者の携帯するスマートフォン、ICTを活用した機器等により、観光スポット内における展示物の情報や観光スポット内の施設機能の情報が提供されるものとなっているものとする。

##### ③ 補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

###### 1) 本工事費

掲示物等を新規に設置することを目的に行う工事、又は既設の掲示物等の改修に要する経費。

###### 2) 附帯工事費

掲示物等の整備に直接要する費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の経費。

###### 3) 機器購入費

多言語案内・翻訳用に必要となる機器の整備に要する経費。

###### 4) コンテンツ作成

訪日外国人を含む旅行者への当該観光スポットに関する情報提供等を目的とするもの。

###### 5) ホームページ等

パソコン又はスマートフォン等から利用できるものとし、予約システムを提供するものに限る。

###### 6) 無線LAN機器

###### 7) 事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費。

###### 8) その他

掲示物等の多言語化整備に附隨するもの。

##### ④ 無線LAN環境の整備について

本事業の対象となる無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無線LAN機器の購入に係る経費）及び「機器設置工事費用」（無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティー対策含む。））で、掲示物等の多言語化対応のために整備する場合に限り対象とする。

##### ⑤ ホームページ等の整備について

5) ホームページ等（パソコン又はスマートフォン等から利用できるものとし、予約システムを提供するものに限る。）とは、補助対象事業者が管理運営する予約システムを備えたウェブサイト・モバイルアプリケーション（新規開設及び多言語化に伴い新たに予約システムを備える場合を含む。）の多言語化を行うものを指し、観光スポットの情報が掲載されたものとする。予約システムとは、オンライン上でチケット等の予約でき、かつクレジットカード等により決済できることが望ましいが、オンライン上のメールフォーム等により多言語により予約ができるものも含む。

#### 5. 無料公衆無線LAN環境の面的整備

##### ① 基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者への通信環境の提供を目的とする、面的な無料公衆無線LANの整備を対象とする。また、補助対象事業が広告により収益が見込まれる場合、原則として収益が当

該補助対象事業の維持・管理費程度であることとする。

## ②補助対象要件

本補助事業の対象となる無料公衆無線LANの整備は「2. 補助事業等 ④無料公衆無線LAN環境の整備について」に加え、以下の要件を全て満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- 1) 整備（設置）する箇所は、複数箇所以上とすること。

ただし、既存の整備（設置）箇所と連携を図る場合は、当該事業において整備する箇所が単箇所でも対象とするが、以下の3)と同様の措置を講ずること。

- 2) 電波の重なりを考慮した整備（設置）計画を作成するとともに、屋外においても、利用可能箇所を用意すること。

なお、屋外にて整備（設置）を図る場合、周囲に遮蔽物が少ない見通しの良い場所に設置すること。

- 3) 利用者の利便性の観点から、統一したSSIDの設定やアプリケーションを活用し、「2. 補助事業等 ④無料公衆無線LAN環境の整備について 2)」の方式により一度認証することで、接続できること。

## ③補助対象経費

無料公衆無線LANの整備（無線通信）に必要とされる、以下の設備等の購入・設置に要する経費を補助対象とする。なお、主たる用途が無料公衆無線LANではない複合型の設備に内蔵された無料公衆無線LANについては、無料公衆無線LAN設備に係る部分（公衆無線LAN機器本体、公衆無線LAN機器及び認証システム等の設定調整費）について明確に分けられる費用のみ補助対象とするが、多言語観光案内標識内蔵型の無料公衆無線LANについては、多言語観光案内標識の要件に従うものとする。

- 1) 公衆無線LAN機器（セキュリティ対策に係るソフトウェア含む）
- 2) 鉄塔
- 3) 受電設備
- 4) 送受信機
- 5) ケーブル
- 6) 収容板、収容箱、取付用金具、ケーブル用配管、ケーブル用ラック 等
- 7) 公衆無線LAN機器等の設定調整費
- 8) 認証システム（既存システムの設定調整費含む）
- 9) 蓄電池
- 10) 詳細な電波調査・設計費及び現場調査・設計費（図面製作、完成図書作成費）
- 11) 一般管理費

## ④補助対象外経費

以下の設備等の購入・設置に要する経費は補助対象としない。

- 1) 受電設備までの引き込み送電線
- 2) 他用途と併用可能な既存設備がある場合における受電設備の新設
- 3) 監視装置（ログ管理・運用管理用サーバ、システム等）
- 4) 電源設備（発電機・太陽光発電設備等）に関する経費
- 5) 設置場所自体の整備に関する経費（土地の取得含む）
- 6) 伝送用専用線（屋外に設置された光ファイバー等、ただし、最寄りの接続端子函からの引込線は除く）
- 7) 通信費等の維持管理に関する経費

## 6. 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備

### ①基本的な考え方

整備計画区域内に所在する店舗・事業所等において、訪日外国人を含む旅行者が安心して快適に、滞在、ショッピング、交流・体験を楽しめる環境整備を図るため、複数箇所で整備される多言語対応及び先進的決済環境の整備を対象とする。

### ②補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。なお、3) 4)については、宗教や文化により食事や生活習慣に配慮が必要となる訪日外国人を対象とした情報の掲載を目的とするものに限る。

- 1) 多言語対応
  - ・多言語案内・翻訳用タブレット端末

- ・多言語案内・翻訳システム機器
- ・無線LAN環境の整備
- 2 ) 先進的な決済環境の整備
  - ・キャッシュレス決済環境整備
  - ・免税対応環境整備
  - ・LAN環境の整備
- 3 ) 店内表示及びメニューの多言語化対応
 

宗教や文化により食事等の生活習慣に配慮が必要となる訪日外国人等の旅行者の受入を目的とする店舗の案内表示、店舗設備の利用案内、パンフレット、メニュー等の多言語化やピクトグラム、提供コンテンツの整備。
- 4 ) ホームページ
 

補助対象事業者が運営しているスマートフォン対応を含むホームページであり、宗教や文化により食事等の生活習慣に配慮が必要となる訪日外国人を含む旅行者の受入に関する情報発信を目的とするもの。
- 5 ) その他
 

商品の情報等、多言語対応・先進的決済環境の整備に付随するもの。

#### ③ LAN環境の整備について

本事業の対象となるLAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」(LAN機器の購入に係る経費)及び「機器設置工事費用」(LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティ対策含む。))で、多言語対応及び先進的な決済環境の利用のために整備するものに限り対象とする。

#### ④補助対象外経費

通信費等の当該LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

#### ⑤交付要綱別表4で規定する観光まちづくりに取り組む団体について

交付要綱別表4で規定する観光まちづくりに取り組む団体は、以下の事項を規約等で定める団体をいう。

- 1 ) 目的
- 2 ) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
- 3 ) 意思決定方法
- 4 ) 解散した場合の地位の承継者
- 5 ) 事務処理及び会計処理の方法
- 6 ) 会計及び監査の方法
- 7 ) その他運営に関して必要な事項

## 7. 公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上

#### ①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者が現に多く利用している又は今後多く利用することが想定され、広く無料で開放しているトイレを対象とする。

#### ②情報発信要件

本補助事業の対象となる公衆トイレは訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすくトイレの所在を示すものとし、以下の1)及び2)の全てを満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- 1 ) 対象となる公衆トイレの所在をトイレの周囲やトイレ外壁等に多言語又はピクトサインにより表示している。

- 2 ) 対象となる公衆トイレの所在を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信している、又は計画があること。

※ 観光スポット周辺の広く無料で開放しているトイレについて、その所在を一体的に発信していること。

#### ③補助対象経費

次に掲げる1)又は1)及び2)を実施する場合、整備に係る設計、機器購入及び工事(撤去・内装・衛生設備・取付・建具・電気設備及び工事管理等)に要する経費を補助対象とする。

- 1 ) 基本整備項目
  - ・和式便器の洋式化
  - ・洋式便器の増設

- ・洋式便器の交換（温水洗浄便座を新規に設置するものに限る）

- ・洋式便器の新設（建替、増築、新築時）

- ・清潔機能向上整備

※ 清潔機能向上整備とは、トイレ施設内の床・壁面（建具を含む）において、汚物が飛散しやすい箇所での光触媒等を用いた抗菌素材の活用や、清潔を維持しやすい清掃仕様に変更する際に必要とされる整備を示す。

なお、補助対象となる大便器が設置されるブース内の機器（大便器、普通便座、紙巻き器、洗浄関連設備等）の購入及び設置に要する経費は基本整備項目に係る経費に含めることとする。

## 2) 追加整備項目

追加整備項目については、基本整備項目を実施した場合に限り、以下の整備を補助対象とする。なお、追加整備項目に係る設計・工事（外装工事を除く）に要する経費は基本整備項目に含めることとする。

- ・温水洗浄便座、暖房便座

- ・ハンドドライヤー

- ・洗面器（自動水栓化等）

- ・化粧鏡

- ・小便器（自動水栓化等）

- ・LED照明

- ・室内空調（換気、冷暖房）設備

- ・外装工事（屋根部分は除く）

- ・窓

- ・入口ドア

- ・案内標識（多言語又はピクトサイン等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等）

- ・案内表示（トイレ施設内のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等）

- ・多様な身体状況や家族構成に対応するための設備

- ・掃除流し

- ・その他、明確な機能向上を伴う整備

## ④補助対象外経費

以下の整備は補助対象としない。

- ・和式便器の整備

- ・案内標識以外の公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、トイレ施設外の電気・配管、浄化槽の設置等）

- ・躯体の新設工事（床・天井・壁・屋根等の建築構造に係る工事）

## 8. 観光スポットの段差の解消

### ①基本的な考え方

高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）である訪日外国人を含む旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、観光地における代表的な観光スポット（同法又は地方自治体の条例等により整備が義務付けられている施設を除く。）における段差の解消を支援するものとする。

### ②補助対象要件

#### 1) 観光スポットについて

- ・「①基本的な考え方」に掲げる観光スポットであること。ただし、商業施設、劇場、レジャー施設、遊技場、その他これらに類する施設を除く。

※「観光スポット」とは、訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れていると推定される観光施設等をいう。

- ・地形その他の自然的条件及び訪日外国人旅行者の評価、入込客数その他の社会的条件並びに周辺に所在する旅客施設その他の施設の利用の状況及び移動等円滑化の状況を勘案して、当該観光スポットにおいて段差の解消を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

#### 2) 段差の解消について

- ・1)の観光スポットに来訪する訪日外国人を含む旅行者の大多数が通常利用する経路（以下「特定経路」という。）において行われるものであること。

- ・特定経路において、当該観光スポットの職員による介助、誘導その他の支援のみによっては、高齢者、障害者等である訪日外国人を含む旅行者の周遊上の利便性や安全性が十分に確保されないと認められるものであること。
- ・エレベーターやスロープ等は、高齢者、障害者等である訪日外国人を含む旅行者が円滑に利用できるものであること。
- ・訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすく所在を示すものとし、以下のⅠ)及びⅡ)のいずれも満たすことであること。なお、本補助事業の申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすこととする。
  - Ⅰ) エレベーターやスロープ等の所在をこれらの周囲や外壁等に多言語又はピクトサインにより表示していること。
  - Ⅱ) エレベーターやスロープ等の所在を地域で作成している多言語の散策マップやWEB等で発信しているか、又はその計画があること。

### ③補助対象経費

段差の解消（エレベーター、スロープ等）の設置等に要する経費として、以下のものを対象とする。なお、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費や、外壁や内装の装飾等の段差の解消に直接関連しない経費は補助対象としない。

#### 1 ) 工事費

機器の購入及び工事（解体工事を含む。）に要する経費。

#### 2 ) 附帯工事費

エレベーターやスロープ等の設置等に伴う通路、階段等の新設、移設及び改築等に直接要する費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要する費用を含むものとする。

#### 3 ) 事務費

工事及び附帯工事に要する設計費及び工事監理費とする。

## 9. デジタルサイネージを活用した災害情報発信機能の強化

### ①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、既設のデジタルサイネージによる非常時情報発信のための機能の整備を対象とする。

### ②補助対象要件

1 ) 災害等の発生時に当該デジタルサイネージが通常通り稼働している場合には、速やかに非常時情報発信を開始すること。

2 ) 1)により発信される情報は多言語で少なくとも緊急地震速報及び津波情報を発信するものであること。

### ③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

#### 1 ) 本工事費

非常時情報発信機能の整備を目的に行う改修に要する経費。

#### 2 ) 附帯工事費

改修に直接要する費用で、本工事を実施するための解体費、撤去費等の経費。

#### 3 ) 非常時情報発信のための機器

災害等の発生時においてデジタルサイネージに情報を表示するための機器の整備に要する費用。

#### 4 ) コンテンツ作成

非常時情報発信のためにデジタルサイネージの仕様に合わせて作成する多言語コンテンツの整備に要する経費。

#### 5 ) 事務費

工事等に要する設計費及び工事管理費。

#### 6 ) その他

非常時情報発信機能の整備に附随するもの。

## 10. 外国人観光案内所の整備・改良

### ①基本的な考え方

当事業の対象となる「外国人観光案内所」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（平成30年4月改訂）に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間において、日本

政府観光局により、カテゴリーI以上に認定されている又は認定の見込みがある案内所とする。

## ②補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。ただし、カテゴリーIに認定されている又は認定の見込みのある外国人観光案内所の補助対象経費は、1)のうちの多言語案内・翻訳用タブレット端末及び多言語案内・翻訳システム機器、2)に要する経費に限る。また、カテゴリーII以上に認定されている又は認定の見込みがある外国人観光案内所は、1)から7)までに要する全ての経費を対象とする。

なお、補助対象事業が広告等により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であることとする。ただし、6)地域におけるコト消費促進のための環境整備を除く。

### 1) 先進機能の整備

- ・VR機器（Virtual Reality 仮想現実）  
観光地の疑似体験ができる機器を整備するもの。
- ・デジタルサイネージ  
観光案内所又は案内所周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等を発信するもの。
- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末  
観光案内業務において、案内所スタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレット端末であること。
- ・多言語案内・翻訳システム機器  
観光案内業務において、案内所スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器であること。
- ・多言語音声ガイド  
整備計画区域において観光スポットに関する情報を、訪日外国人を含む旅行者に多言語で提供することを目的とする多言語音声ガイドを整備するもの。
- ・A I チャット B o t  
整備計画区域において、訪日外国人を含む旅行者の利便性向上及び案内業務の効率化を目的として、整備計画区域を含む観光情報を提供するA I チャット B o t を整備するもの。ただし、地域特性に応じたF A Qの設定や、初期設定等に要する経費のみを対象とする。

### 2) 無料公衆無線L A N環境の整備

以下③の要件を満たす無料公衆無線L A N環境を整備するもの。

### 3) 多言語での情報発信に関わる整備・改良

- ・案内標識  
合理的なルートから訪れる訪日外国人を含む旅行者に対して、観光案内所の場所を案内することを目的に設置するもの。
- ・掲示物  
観光スポットの歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報等の発信を目的とするもの。
- ・ホームページ  
観光案内所の設置主体又は運営主体が運営しているスマートフォン対応を含むホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や地域のコンテンツの予約・販売機能、交通情報等の発信を目的とするもの。
- ・コンテンツ作成  
観光案内所の設置主体又は運営主体が作成するコンテンツであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等の発信を目的とするもの。
- ・案内放送

### 4) 外国人観光案内所の整備・改良

観光案内所（体験・交流スペースを含む。）の新築を含む整備・改良に係る設計・施工、観光案内所の整備・改良に附隨して行う洋式トイレの整備及び清潔等機能向上に要するもの。

### 5) 免税対応環境整備

観光案内所内における免税対応端末に要する費用及び免税手続きカウンターの設置に要する経費

### 6) 地域におけるコト消費促進のための環境整備

- ・チケット予約・販売用機器  
多言語での地域のコンテンツの予約・販売を目的とした機器であること。
- ・システム構築費

- チケットの予約・販売システムを構築することを目的とするもの。
  - ・キャッシュレス決済環境整備  
チケットを販売するためのキャッシュレス決済環境の整備であること。
  - ・プリンター  
チケットを発券するため、もしくはキャッシュレスに伴うレシートを印刷するためのプリンターであること。
  - ・附帯工事費
- 7) その他

### ③無料公衆無線LAN環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線LANの整備は、「2. 補助対象事業等 ④無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。

また、本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティー対策含む。））で観光案内所において整備するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

## 1.1. 観光拠点情報・交流施設の整備・改良

### ①基本的な考え方

観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した観光サービスのための交流機会（体験・学習等）の提供を目的とした施設であって、訪日外国人を含む旅行者が隨時かつ快適に利用できる施設を対象とする。

### ②機能面の要件

以下の1) 又は1) 及び2) の全てを含む施設であること。

1) 地域の観光拠点に関する情報を訪日外国人を含む旅行者に対して提供するもの（観光案内、観光情報を提供するスペース、観光拠点に関する歴史・文化等を紹介する展示・学習スペース等が設けられていること。）。

2) 上記に附帯して整備される、訪日外国人を含む旅行者に対して観光サービスを提供する交流の場（訪日外国人を含む旅行者の休憩スペース、地域の文化・伝統を紹介・体験できるスペース、地元物産を紹介・即売できるスペース等が設けられていること。原則として、当該施設による収益が維持・管理費程度であることとし、当該施設の収益により施設整備費が回収できる場合は対象外。）。

### ③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

#### 1) 先進機能の整備

- ・VR機器（Virtual Reality 仮想現実）  
観光拠点に関する疑似体験ができる機器を整備するもの。
- ・デジタルサイネージ  
観光拠点情報・交流施設又はその周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を行うもの。
- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末  
観光拠点に関する情報提供業務等において、スタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレット端末であること。
- ・多言語案内・翻訳システム機器  
観光拠点に関する情報提供業務等において、スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器であること。
- ・多言語音声ガイド  
整備計画区域において観光スポットに関する情報を訪日外国人を含む旅行者に多言語で提供することを目的とする多言語音声ガイドを整備するもの。
- ・A I チャット B o t  
整備計画区域において、訪日外国人を含む旅行者の利便性向上及び案内業務の効率化を目的として、整備計画区域を含む観光情報を提供するA I チャット B o t を整備するもの。ただし、地域特性に応じたF A Qの設定や、初期設定等に要する費用のみを対象とする。

#### 2) 無料公衆無線LAN環境の整備

以下④の要件を満たす無料公衆無線L A N環境の整備をするもの。

3 ) 多言語での情報発信に関する整備・改良

・案内標識

合理的なルートから訪れる訪日外国人を含む旅行者に対して、観光拠点情報・交流施設の場所を案内することを目的に設置するもの。

・掲示物

観光拠点の歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

・ホームページ

観光拠点情報・交流施設の設置主体又は運営主体が運営しているスマートフォン対応を含むホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

・コンテンツ作成

観光拠点情報・交流施設の設置主体又は運営主体が作成するコンテンツであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

・案内放送

4 ) 観光拠点情報・交流施設の整備・改良

観光拠点情報・交流施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工、観光拠点情報・交流施設の整備・改良に附隨して行う洋式トイレの整備及び清潔等機能向上等に要するもの。

5 ) その他

④無料公衆無線L A N環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線L A Nの整備は、「2. 補助対象事業等 ④無料公衆無線L A N環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。また、本事業の対象となる無料公衆無線L A N環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」(無料公衆無線L A N機器の購入に係る費用)及び「機器設置工事費用」(無料公衆無線L A N機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティー対策含む。))で観光拠点情報・交流施設において整備するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線L A N環境の維持に関する経費は補助対象としない。

## 1 2 . 手ぶら観光カウンターの機能向上

① 基本的な考え方

当事業の対象となる「手ぶら観光カウンター」とは、「「手ぶら観光」共通ロゴマーク使用要領」(平成29年1月制定)に基づき、国土交通省により、手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがあるものとする。

② 機能面の要件

訪日外国人を含む旅行者によるWEBや店頭のタブレット端末等のICTを活用した受付が可能なカウンターを対象とする。

③ 補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1 ) 先進機能の整備

・デジタルサイネージ

手ぶら観光カウンター又は手ぶら観光カウンター周辺に設置するものであり、手ぶら観光の情報発信を目的とするもの。

・多言語案内・翻訳用タブレット端末

手ぶら観光業務において、手ぶら観光カウンターのスタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレット端末であること。

・多言語案内・翻訳システム機器

手ぶら観光業務において、手ぶら観光カウンターのスタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器であること。

2 ) 無料公衆無線L A N環境の整備

以下④の要件を満たす無料公衆無線L A N環境を整備するもの。

3 ) 先進的な決済環境の整備

・キャッシュレス決済環境整備

・L A N環境の整備

4 ) 多言語での情報発信に関する整備・改良

・案内標識

合理的なルートから訪れる訪日外国人を含む旅行者に対して、手ぶら観光カウンターの場所を案内することを目的に設置するもの。

・掲示物

「手ぶら観光」サービスを紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への手ぶら観光の情報発信を目的とするもの。

・ホームページ（受付に活用する予約システムを提供するものに限る。）

手ぶら観光カウンターの設置主体又は運営主体が運営しているスマートフォン対応を含むホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への手ぶら観光の情報発信を目的とするもの。

・コンテンツ作成

手ぶら観光カウンターの設置主体又は運営主体が作成するコンテンツであり、訪日外国人を含む旅行者への手ぶら観光の情報の発信を目的とするもの。

・案内放送

「手ぶら観光」サービスの利用を希望する訪日外国人を含む旅行者に対して、手ぶら観光カウンターの場所を案内することを目的とした放送内容であること。

5 ) 手ぶら観光カウンターの整備・改良

手ぶら観光カウンターの開設を含む整備・改良に係る設計・施工等機能向上に要するもの。

6 ) 設備費

手ぶら観光サービスの受付業務を行うための設備及び受領した荷物の一時保管のために使用する設備であること。

7 ) その他

④無料公衆無線LAN環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線LANの整備は、「2. 補助対象事業等④無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。

また、本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））で手ぶら観光カウンターにおいて整備するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

⑤LAN環境の整備について

本事業の対象となるLAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（LAN機器の購入に係る経費）及び「機器設置工事費用」（LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティ対策含む。））で、多言語対応及び先進的な決済環境の利用のために手ぶら観光カウンターにおいて整備するものを対象とする。

⑥補助対象外経費

通信費等の当該LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

### 1 3 . 外国人観光案内所における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備

①基本的な考え方

当事業の対象となる「外国人観光案内所」とは、災害等の発生時（予見される災害の発生に備えるために公共交通機関が通常と異なる運行を行う場合を含む。以下同じ。）における訪日外国人を含む旅行者の受け入れに関する以下の要件を満たす外国人観光案内所であって、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（平成30年4月改訂）に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間に、日本政府観光局によりカテゴリーI以上に認定をされている又は認定の見込みがあるものとする。

1 ) 災害等の発生が外国人観光案内所の業務時間内である場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り業務を継続すること。

2 ) 災害等の発生が外国人観光案内所の業務時間外である場合には、公共交通機関の運行状況や外国人観光案内所が所在する地域における観光の状況に照らして、訪日外国人を含む旅行者による相談が見込まれる場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り速やかに業務を開始すること。

3 ) 1) 又は2) の後は、少なくとも通常の業務時間内は業務を行うこととし、その後も訪日外国人を含む旅行者による問い合わせが予見される場合は、可能な限り業務継続に努めること。

4 ) 訪日外国人を含む旅行者の求めに応じて、公共交通機関の運行状況、宿泊や避難に関する情報等を案内するとともに、訪日外国人旅行者が所有する情報端末への充電を行うために電源供

給機器を使用させること。

5) 災害等の発生時において、英語のほか、多言語案内・翻訳用タブレット端末又は多言語案内・翻訳システム機器等の活用によることも含め、その他の外国語による対応も可能であること。

## ②補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

### 1) 非常用電源装置

「①基本的な考え方」に示した訪日外国人を含む旅行者の業務を実施するために必要な非常用電源装置（蓄電池システム、発電機等）の整備に要する経費。

### 2) 情報端末への電源供給機器

災害等の発生時において訪日外国人を含む旅行者が所有する携帯電話等の情報端末を充電するための機器の整備に要する費用。

### 3) その他

非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に附隨するもの。

## ③情報端末への電源供給機器が利用可能である旨の情報発信

本補助事業の対象となる情報端末への電源供給機器については、訪日外国人を含む旅行者に対して、インターネットの利用、外国人観光案内所その他の場所において公衆に見やすいように掲示する方法その他これらに類する方法により、多言語で分かりやすくその所在を示すもの（補助事業完了までに当該措置を実施する計画を定めている場合を含む。）とする。

## V. 歴史的観光資源高質化支援事業

### 1. 共通事項

#### 事業実施について

観光振興事業費補助金のうち、歴史的観光資源高質化支援事業については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局（以下「地方整備局等」という。）に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方整備局等は、交付要綱第53条において準用する第4条の規定に基づき、地方運輸局等との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む地方整備局等及び地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方整備局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方整備局等に提出する。

### 2. 歴史的観光資源高質化支援事業

#### ①基本的な考え方

当該事業は、観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上させるため、歴史的なまちなみを阻害する建築物等の美装化・除却に要する経費の一部を補助する。

#### ②地域要件

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。）に基づく歴史的風致維持向上計画認定都市であり、かつ、指定市町村に係る特定観光地。

#### ③実施要件

歴史的風致維持向上計画に「訪日外国人旅行者の誘客に資するもの」として位置付けされた事業であり、かつ、当該計画に訪日外国人旅行者の誘客促進に関する数値目標等の取組方針が記載されていること。

収益性のある建築物等の美装化について、その収益が維持・管理費程度であることとし、その収益により整備費が回収できる場合は対象としない。また、除却について、歴史的風致維持向上計画の重点区域外にある建築物等は対象としない。

#### ④補助対象経費

補助対象経費は、歴史的なまちなみを阻害する建築物等の美装化・除却に要する経費とする。

## VI. シェアサイクル導入促進事業

### 1. 共通事項

#### 事業実施について

観光振興事業費補助金のうち、シェアサイクル導入促進事業については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方整備局等に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方整備局等は、交付要綱第56条において準用する第4条の規定に基づき、地方運輸局等との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む地方整備局等及び地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方整備局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方整備局等に提出する。

### 2. シェアサイクル導入促進事業

#### ①基本的な考え方

当該事業は、観光目的地への移動手段の確保により訪日外国人旅行者の満足度向上を図るために、シェアサイクルの導入に要する経費の一部を補助する。

#### ②実施要件

市区町村の観光等に関する計画（策定予定含む）において、他の公共交通との連携・役割分担等を踏まえたシェアサイクルの位置づけがなされていること。

#### ③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

##### 1) 多言語化による案内及び情報提供に関する整備・改良

###### ・案内標識

駅や観光地等で、サイクルポートの場所を多言語により案内することを目的に設置するもの。

###### ・インターネット等を活用した情報提供

利用者登録方法その他の利用方法や、経路検索、位置情報を含むシェアサイクルの利用するための情報提供等を、多言語により、ホームページ、アプリケーション、掲示・配布物等により行うもの。

##### 2) シェアサイクルに関する整備・改良

###### ・貸出・返却システム

シェアサイクルの貸出・返却に必要な多言語によるシステムを整備・改良するもの。

###### ・決済システム

外国人旅行者の利便に資する、クレジットカード、ICカードその他の電子決済システムを整備・改良するもの。

###### ・サイクルポート

自転車の貸出返却を行う場所であって、舗装や柵、精算機等の設置を含めた自転車を駐車するために必要な環境を整備・改良するもの。

###### ・サイクルポート間の需要供給管理システム

外国人旅行者の利便に資する、各サイクルポートにおけるシェアサイクルの需要と供給を管理するシステムの整備・改良を行うもの。

##### 3) 拠点機能の導入

###### ・シェアサイクルを利用する訪日外国人旅行者の利便性向上に資する施設

既存施設を活用し、シェアサイクルの貸出・返却のための窓口、更衣室、ロッカー等を導入するもの。ただし、故障、老朽化等に対応するための修理修繕に要する経費は補助対象としない。

## VII. 観光地域振興無電柱化推進事業

### 1. 共通事項

#### 事業実施について

観光振興事業費補助金のうち、観光地域振興無電柱化推進事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方整備局等に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方整備局等は、交付要綱第72条において準用する第4条の規定に基づき、地方運輸局等との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む地方整備局等及び地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方整備局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方整備局等に提出する。

## 2. 観光地域振興無電柱化推進事業

### ① 基本的な考え方

本事業の補助対象は、観光による地域振興に向けた無電柱化の推進を図るため、観光地等において行われる地方公共団体からその経費の一部に対して補助を受けて電線管理者が行う単独地中化又は軒下・裏配線のほか、これらに併せて行う情報提供設備や道路の美装化等、観光地域振興に資するものとする。

### ② 機能面の要件

観光による地域振興のため対象とする道路の無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。）を実施するもの。

### ③ 実施要件

インバウンドに資する観光資源の中で、自然・歴史・文化等の観点から保存・保護等の対象として、行政機関等による指定等を受けた地域及び施設周辺において実施するもの。

### ④ 補助対象経費

補助対象経費については、以下の通りとする。

なお、設備の故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費及び土地の取得に要する経費は補助の対象としない。

1) 無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。）又は電線（電柱によって支持されるものに限る。）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。）に要する経費

#### ア) 電線類の地中化の整備

管路、特殊部、人孔、分岐桟、引込管路、引込設備、連系管路、連系設備、ケーブル類、地上機器、柱状型機器

#### イ) 軒下・裏配線の整備

管路、ケーブル類、柱状型機器、電柱

#### ウ) 上記に付随して生じるもの

調査、設計、支障移設、電柱の移設・撤去

2) その他、無電柱化に併せて行う情報提供設備や道路の美装化等、観光まちづくりに資すると認められる費用

#### ア) 無電柱化に伴い整備する地上機器等を活用した情報提供施設

観光拠点情報・交流施設又はその周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を行うもの。

・デジタルサイネージ

・公衆無線LAN設備

・観光案内標識

これらの整備に伴う機器購入費、機器設置費、ソフトウェア購入費

#### イ) 無電柱化の整備に伴い実施する道路の美装化

調査・設計、舗装、インターロッキングブロック、平板ブロック、防護柵、排水設備、歩道境界ブロック、植樹桟、区画線

#### ウ) 無電柱化の整備に伴い実施する道路照明灯の整備

調査、設計、道路照明設備

#### エ) 無電柱化の整備に伴い実施する街路樹の整備

調査、設計、植樹、移植、植樹桟

3) その他、無電柱化に付随して観光地域振興に資するものとして地方整備局長等が認めるもの

## VII. 先進的なサイクリング環境整備事業

## 1. 共通事項

### 事業実施について

観光振興事業費補助金のうち、先進的なサイクリング環境整備事業関係については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方整備局等に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方整備局等は、交付要綱第76条において準用する第4条の規定に基づき、地方運輸局等との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む地方整備局等及び地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方整備局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方整備局等に提出する。

## 2. 先進的なサイクリング環境整備事業

### ① 基本的な考え方

当該事業は、訪日外国人旅行者に対応した質の高いサイクリング環境の創出を図るため、官民が連携して実施する走行環境整備、受入環境整備、情報発信等に要する経費の一部を補助する。

### ② 実施要件

- 1) 指定市区町村を通過するサイクリングルートであること。
- 2) 官民連携の協議会が設置されていること。
- 3) 取組内容が自転車活用推進計画に位置付けられていること。
- 4) サイクリングルートの要素が、以下の水準にあること、または、3年以内に到達できる整備水準にあり、かつ、具体的なアクションプランが自転車活用推進計画に位置づけられていること。
  - ア) 自転車通行空間がルートの概ね2/3以上整備されていること。
  - イ) 訪日外国人旅行者にも分かりやすいルート案内の路面表示又は標識が、単路部に概ね5kmごと、また、全ての分岐部に設置されていること。
  - ウ) 鉄道駅等に、訪日外国人旅行者にとって必要なレンタサイクルや着替え場所等が整備されていること。
  - エ) 休憩施設がルート上に概ね20kmごとに整備されていること。
  - オ) ホームページなどで日英2か国語以上で情報発信されていること。

### ③ 補助対象経費

補助対象経費については、以下の通りとする。

- 1) 多言語による案内標識の整備に要する経費
  - ア) 多言語案内標識の整備  
サイクリングルートやルート上の施設について、多言語での案内を目的に設置するもの。
- 2) 受入環境の整備に要する経費
  - ア) 鉄道駅等や休憩施設におけるサイクリストの受入環境整備（既存施設の改修に限る。建物の新設を伴うものは除く。）
    - ・レンタサイクルの導入に伴う自転車保管施設や受付施設の整備
    - ・自転車運搬サービスの導入に伴う自転車保管施設や受付施設の整備
    - ・手荷物用ロッカー、シャワー、更衣室の整備
    - ・サイクルラックの整備
    - ・自転車の組立・メンテナンスに必要な貸出用工具の配備
    - ・自転車組立スペースや休憩スペース用の区画、ベンチ、テーブル、雨よけの設置
    - ・無料公衆無線LAN環境の整備
  - イ) ルートの魅力づくりに資する取組  
外国人向けモニターツアーの実施、多言語のツアーガイド養成、訪日外国人旅行者の誘客のためのサイクリングイベントの実施
- 3) 情報発信・プロモーションに要する経費
  - ア) 多言語のサイクリングマップ、ホームページの作成
  - イ) 多言語によるSNS広告配信
  - ウ) 訪日外国人旅行者の誘客に資する訪日プロモーションの実施

## IX. 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり事業

### 1. 共通事項

## 事業実施について

観光振興事業費補助金のうち、古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり事業については、補助対象事業者は、事業毎に実施される要望調査時に、地方整備局等に要望を提出する。

提出された要望を基に、地方整備局等は、交付要綱第79条において準用する第4条の規定に基づき、地方運輸局等との調整を経て、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む地方整備局等及び地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。

同ワーキンググループにおいて事業実施計画案が了承された後、補助対象事業者に対して、地方整備局等を通じて補助金額等が内示される。補助対象事業者は、内示後に、交付申請書を地方整備局等に提出する。

## 2. 古民家等観光資源化支援事業

### ① 基本的な考え方

当該事業は、地域における観光的財産として既に活用されている古民家等の歴史的建築物について、訪日外国人旅行者の受け入れ体制を強化するため、古民家等の歴史的建築物における設備整備や改修等に要する費用の一部を補助する。

### ② 補助対象経費

補助対象経費は、多言語対応が行われた施設又は今後多言語対応を行うことが確実である施設に係る以下の経費とする。

#### 1) 設備整備費

- ・通信整備費（無線LAN設備、デジタルサイネージ等）
- ・多言語対応整備費
- ・トイレの洋式化等に係る整備費（ただし地方公共団体の場合は、民間事業者等から譲り受けた施設のトイレの洋式化等に限る。）
- ・空調・電気設備整備費

#### 2) 古民家等改修費

- ・宿泊施設又は日本の伝統文化体験施設等への転用のための内装整備費（天井、床、壁等の建物内部の仕上げ等）

#### 3) 広報方針の策定費（プロモーション活動、コンセプト策定、動画・広告作成等）

## X. 「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業

### 1. 共通事項

#### ① 交付要綱第2条第9号で規定する「道の駅」について

交付要綱第2条第9号で規定する「道の駅」は、以下の整備項目を全て実施（実施済みの整備項目がある場合は、当該整備項目以外の全てを実施）するものを対象とする。

- ・多言語対応（外国人観光案内所（日本政府観光局により認定されている又は認定の見込みがあるものに限る。）が整備されている。）がなされていること。
- ・キャッシュレス決済環境が整備されている、又はその予定があること。

#### ② 「道の駅」インバウンド対応拠点化整備計画の策定について

1) 「道の駅」を設置し、又は管理する者（以下「「道の駅」設置・管理者」という。）は、「道の駅」インバウンド対応拠点化整備計画（以下「拠点化整備計画」という。）の策定に当たっては、次の各号に留意するものとする。

- ・計画の目標は、計画の期間内における「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業の実施によって達成しようとする目標（以下「成果目標」という。）とすること。
- ・計画の目標の実現状況等を評価するための定量的な指標（以下「評価指標」という。）が適切に設定されており、これにより「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業の評価が適切に行うことができるものとなっていること。
- ・成果目標及び評価指標の設定内容に対して「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業の構成が妥当であること。
- ・「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業が、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があり、早期に事業効果の現れるものであること。

2) 「道の駅」設置・管理者は、交付要綱第80条第1項の規定による拠点化整備計画の提出に当たっては、あらかじめ、拠点化整備計画に記載された「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業を実施する者から、事業毎に要望を取りまとめた上で、地方運輸局等へ提出する。

3) 地方運輸局長等は、交付要綱第80条第1項の規定により「道の駅」設置・管理者から拠点

化整備計画の提出を受けたときは、要望書及び当該拠点化整備計画の内容を精査するとともに、これらについて記載内容の齟齬がないか等について確認を行った上で、当該拠点化整備計画を観光庁長官に進達するものとする。

- 4) 観光庁長官は、交付要綱第80条第2項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、外部有識者の意見を聴くものとする。観光庁長官は、拠点化整備計画を認定したときは、地方運輸局長等を経由して、当該拠点化整備計画を提出した「道の駅」設置・管理者に対し、その旨の通知をするものとする。

#### ③事業実施計画の作成について

- 1) 地方運輸局等は、交付要綱第80条第2項の規定による認定を受けた拠点化整備計画に係る要望書について、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議に設置される観光対策等ワーキンググループに、要望を含む地方運輸局等が作成する事業実施計画案を諮ることとする。
- 2) 同ワーキンググループにおいて事業実施計画案の了承後、補助対象事業者に対して、地方運輸局等を通じて補助金額等が内示される。  
補助対象事業者は、内示後に交付要綱第7条の規定に基づき、補助金交付申請書を地方運輸局等に提出する。

#### ④拠点化整備計画区域

様式第24で定める拠点化整備計画区域とは、「道の駅」の区域において、「道の駅」設置・管理者が地域の関係者と一体となって受入環境整備に取り組む区域とする。

### 2. 補助事業等

#### ①補助対象事業

補助の対象となる事業は、1)から8)までに掲げる事業とする。

なお、8)のみを行う事業は、対象としない。

- 1) 多言語案内の整備
- 2) 無料公衆無線LAN環境の面的整備
- 3) 多言語対応・先進的決済環境の整備
- 4) 公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上
- 5) 段差の解消
- 6) 外国人観光案内所の整備・改良
- 7) 観光拠点情報・交流施設の整備・改良
- 8) 外国人観光案内所における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備

#### ②補助対象外となる経費

次に掲げる経費は、補助対象としない。

- ・土地の取得に要する経費
- ・故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理・修繕に要する経費

#### ③多言語での案内について

多言語での案内については英語併記を基本とする。なお、中国語(簡体字/繁体字)又は韓国語その他の必要とされる言語については視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うこととする。また、翻訳に際しては校正(※)を実施すること。なお、多言語対応については、二次元コード等の活用も検討し、可能な限り、地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することが望ましい。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」についてはJIS Z8210に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないよう、十分に配慮する必要がある。

※ 校正とは

- ・翻訳される言語を第一言語とする者や通訳案内士等の第三者が誤訳やスペルミス、文法の誤り等を指摘・訂正することで、必ずしもネイティブでない外国人にも十分伝わる、わかりやすさを重視した平明な言語・文章とすること。

#### ④無料公衆無線LAN環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線LANの整備は、以下の要件を全て満たすこととする。

本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

- 1 ) 整備に当たり、導入する無料公衆無線LAN機器は、電波の効率的な利用の観点から、仕様上、IEEE 802.11ac (Wi-Fi 5 (5GHz帯)) 以上に対応していること。
- 2 ) 利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、以下のア)による認証方式、又はイ)及びウ)の認証方式併用(※1)を導入(※2)し、その方法を多言語にて明示すること。
  - ア) SMS(ショートメッセージ)・電話番号を利用した認証方式
  - イ) SNSアカウントを利用した認証方式
  - ウ) 利用していることの確認を含めたメール認証方式(※3)
- ※1 利用者がイ)又はウ)の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式。
- ※2 上記認証方式を適用しなくてもよいケース
  - ・災害時における無料公衆無線LANの開放時
  - ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時
- ※3 メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外(訪日外国人等)はメール受信ができないため、手続きに係る最初の数分間はネット接続を可能とする又はメール受信のみネット接続を可能とするなどの対応が必要となる。
- 3 ) 共通シンボルマーク Japan. FreeWi-Fi の申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うこと。

⑤トイレ施設内や入口ドア等における表示について

トイレ施設内や入口ドア等において、「温水洗浄便座」、「洋式トイレ」及び「和式トイレ」のシンボルマークとして、JIS Z 8210に示された案内用図記号を表示することが望ましい。

⑥成果物(多言語での情報発信に関するコンテンツ)の提供について

本補助事業において作成した成果物のうち、多言語での情報発信に関するコンテンツの著作権については、原則として補助対象事業者に帰属させることとし、観光庁及び第三者の求めに応じて提供できることとする。

### 3. 多言語案内の整備

#### ① 基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者への、観光情報、拠点化整備計画区域内の施設情報等(以下「観光情報等」という。)の提供を目的とする多言語案内の整備を対象とする。また、補助対象事業が広告により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であることとする。

#### ②機能面の要件

本補助事業においては、1)から6)までのうちいずれか一つ以上の情報を多言語で提供するものを対象とする。

なお、6)のみを提供するものは対象としない。

- 1 ) 観光情報
- 2 ) 拠点化整備計画区域自体の情報
- 3 ) 駐車場に関する情報
- 4 ) 施設の位置や当該施設に至るまでの経路等の情報
- 5 ) 施設、展示物又は商品の情報
- 6 ) 非常時の情報

※ 1)から6)までにおける多言語案内には、地図や方向を指示する矢印等を掲載する方法の他、二次元コードや訪日外国人を含む旅行者の携帯するスマートフォン、ICTを活用した機器を利用する場合を含む。

#### ③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

##### 1 ) 多言語案内の整備

- ・VR機器(Virtual Reality 仮想現実)  
観光地の疑似体験ができる機器を整備するもの。
- ・デジタルサイネージ  
訪日外国人を含む旅行者へ観光情報等を提供するもの。
- ・多言語音声ガイド  
観光情報等を訪日外国人を含む旅行者に多言語で提供することを目的とする多言語音声ガ

イドを整備するもの。

・A I チャットB o t

訪日外国人を含む旅行者の利便性向上及び案内業務の効率化を目的として、観光情報等を提供するA I チャットB o t を整備するもの。ただし、地域特性に応じたF A Qの設定や、初期設定等に要する費用のみを対象とする。

・案内標識

訪日外国人を含む旅行者に対して、観光スポットや拠点化整備計画区域内の施設の場所を案内することを目的に設置するもの。

・掲示物

訪日外国人を含む旅行者への多言語での展示物の情報や施設機能の情報の提供を目的とするもの。

・ホームページ

補助対象事業者が運営しているスマートフォン対応を含むホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報等の発信を目的とするもの。

・コンテンツ作成

補助対象事業者が作成するコンテンツであり、訪日外国人を含む旅行者へ観光情報等について提供することを目的とするもの。

・案内放送

訪日外国人を含む旅行者へ観光情報等について多言語で提供するもの。

・その他

観光情報等について提供することを目的とするもの。

2 ) 無料公衆無線L A N機器

1 ) の設置に関わり、附帯して設置する以下⑤の要件を満たす無料公衆無線L A N機器の整備に要する費用。

④補助対象外経費

案内標識等の整備に伴う舗装等の周囲整備は対象としない。

⑤無料公衆無線L A N環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線L A Nの整備は、「2 . 補助事業等 ④無料公衆無線L A N環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。

また、本事業の対象となる無料公衆無線L A N環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」(無料公衆無線L A N機器の購入に係る費用)及び「機器設置工事費用」(無料公衆無線L A N機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティー対策含む。))を対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線L A N環境の維持に関する経費は補助対象としない。

#### 4 . 無料公衆無線L A N環境の面的整備

①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者への通信環境の提供を目的とする、面的な無料公衆無線L A Nの整備を対象とする。また、補助対象事業が広告により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であることとする。

②補助対象要件

本補助事業の対象となる無料公衆無線L A Nの整備は「2 . 補助事業等 ③無料公衆無線L A N環境の整備について」に加え、以下の要件を全て満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

1 ) 整備(設置)する箇所は、複数箇所以上とすること。

ただし、既存の整備(設置)箇所と連携を図る場合は、当該事業において整備する箇所が単箇所でも対象とするが、以下の3 )と同様の措置を講ずること。

2 ) 電波の重なりを考慮した整備(設置)計画を作成すること。

なお、屋外にて整備(設置)を図る場合、周囲に遮蔽物が少ない見通しの良い場所に設置すること。

3 ) 利用者の利便性の観点から、統一したSSIDの設定やアプリケーションを活用し、「2 . 補助事業等 ③無料公衆無線L A N環境の整備について 2 )」の方式により一度認証することで、接続できること。

③補助対象経費

無料公衆無線LANの整備（無線通信）に必要とされる、以下の設備等の購入・設置に要する経費を補助対象とする。なお、主たる用途が無料公衆無線LANではない複合型の設備に内蔵された無料公衆無線LANについては、無料公衆無線LAN設備に係る部分（公衆無線LAN機器本体、公衆無線LAN機器及び認証システム等の設定調整費）について明確に分けられる費用のみ補助対象とするが、多言語観光案内標識内蔵型の無料公衆無線LANについては、多言語観光案内標識の要件に従うものとする。

- 1 ) 公衆無線LAN機器（セキュリティ対策に係るソフトウェア含む）
- 2 ) 鉄塔
- 3 ) 受電設備
- 4 ) 送受信機
- 5 ) ケーブル
- 6 ) 収容板、収容箱、取付用金具、ケーブル用配管、ケーブル用ラック 等
- 7 ) 公衆無線LAN機器等の設定調整費
- 8 ) 認証システム（既存システムの設定調整費含む）
- 9 ) 蓄電池
- 10 ) 詳細な電波調査・設計費及び現場調査・設計費（図面製作、完成図書作成費）
- 11 ) 一般管理費

#### ④補助対象外経費

以下の設備等の購入・設置に要する経費は補助対象としない。

- 1 ) 受電設備までの引き込み送電線
- 2 ) 他用途と併用可能な既存設備がある場合における受電設備の新設
- 3 ) 監視装置（ログ管理・運用管理用サーバ、システム等）
- 4 ) 電源設備（発電機・太陽光発電設備等）に関する経費
- 5 ) 設置場所自体の整備に関する経費（土地の取得含む）
- 6 ) 伝送用専用線（屋外に設置された光ファイバー等、ただし、最寄りの接続端子函からの引込線は除く）
- 7 ) 通信費等の維持管理に関する経費

### 5 . 多言語対応・先進的決済環境の整備

#### ①基本的な考え方

拠点化整備計画区域内に所在する店舗・事業所等において、訪日外国人を含む旅行者が安心して快適に、滞在、ショッピング、交流・体験を楽しめる環境整備を図るため、多言語対応及び先進的決済環境の整備を対象とする。

#### ②補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。なお、3) 4) については、宗教や文化により食事や生活習慣に配慮が必要となる訪日外国人を対象とした情報の掲載を目的とするものに限る。

- 1 ) 多言語対応
  - ・多言語案内・翻訳用タブレット端末
  - ・多言語案内・翻訳システム機器
  - ・無線LAN環境の整備
- 2 ) 先進的な決済環境の整備
  - ・キャッシュレス決済環境整備
  - ・免税対応環境整備
  - ・LAN環境の整備
- 3 ) 店内表示及びメニューの多言語化対応
  - 宗教や文化により食事等の生活習慣に配慮が必要となる訪日外国人等の旅行者の受入を目的とする店舗の案内表示、店舗設備の利用案内、パンフレット、メニュー等の多言語化やピクトグラム、提供コンテンツの整備。
- 4 ) ホームページ
  - 補助対象事業者が運営しているスマートフォン対応を含むホームページであり、宗教や文化により食事等の生活習慣に配慮が必要となる訪日外国人を含む旅行者の受入に関する情報発信を目的とするもの。
- 5 ) その他
  - 商品の情報等、多言語対応・先進的決済環境の整備に附隨するもの。

### ③LAN環境の整備について

本事業の対象となるLAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」(LAN機器の購入に係る経費)及び「機器設置工事費用」(LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費(セキュリティー対策含む。))で、多言語対応及び先進的な決済環境の利用のために整備するものに限り対象とする。

### ④補助対象外経費

通信費等の当該LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

## 6. 公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上

### ①基本的な考え方

訪日外国人を含む旅行者が現に多く利用している又は今後多く利用することが想定され、広く無料で開放しているトイレを対象とする。

### ②情報発信要件

本補助事業の対象となる公衆トイレは訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすくトイレの所在を示すものとし、以下の1)及び2)の全てを満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

1) 対象となる公衆トイレの所在をトイレの周囲やトイレ外壁等に多言語又はピクトサインにより表示している。

2) 対象となる公衆トイレの所在を多言語のマップやWEB等で発信している、又は計画があること。

※ 広く無料で開放しているトイレについて、その所在を一体的に発信していること。

### ③補助対象経費

次に掲げる1)又は1)及び2)を実施する場合、整備に係る設計、機器購入及び工事(撤去・内装・衛生設備・取付・建具・電気設備及び工事管理等)に要する経費を補助対象とする。

#### 1) 基本整備項目

- ・和式便器の洋式化
- ・洋式便器の増設
- ・洋式便器の交換(温水洗浄便座を新規に設置するものに限る)
- ・洋式便器の新設(建替、増築、新築時)
- ・清潔機能向上整備

※ 清潔機能向上整備とは、トイレ施設内の床・壁面(建具を含む)において、汚物が飛散しやすい箇所での光触媒等を用いた抗菌素材の活用や、清潔を維持しやすい清掃仕様に変更する際に必要とされる整備を示す。

なお、補助対象となる大便器が設置されるブース内の機器(大便器、普通便座、紙巻き器、洗浄関連設備等)の購入及び設置に要する経費は基本整備項目に係る経費に含めることとする。

#### 2) 追加整備項目

追加整備項目については、基本整備項目を実施した場合に限り、以下の整備を補助対象とする。なお、追加整備項目に係る設計・工事(外装工事を除く)に要する経費は基本整備項目に含めることとする。

- ・温水洗浄便座、暖房便座
- ・ハンドドライヤー
- ・洗面器(自動水栓化等)
- ・化粧鏡
- ・小便器(自動水栓化等)
- ・LED照明
- ・室内空調(換気、冷暖房)設備
- ・外装工事(屋根部分は除く)
- ・窓
- ・入口ドア
- ・案内標識(多言語又はピクトサイン等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等)
- ・案内表示(トイレ施設内のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等)
- ・多様な身体状況や家族構成に対応するための設備
- ・掃除流し

- ・その他、明確な機能向上を伴う整備

#### ④補助対象外経費

以下の整備は補助対象としない。

- ・和式便器の整備
- ・案内標識以外の公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、トイレ施設外の電気・配管、浄化槽の設置等）
- ・躯体の新設工事（床・天井・壁・屋根等の建築構造に係る工事）

### 7. 段差の解消

#### ①基本的な考え方

高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）である訪日外国人を含む旅行者が安心して移動できる環境を整備するため、拠点化整備計画区域内（同法又は地方自治体の条例等により整備が義務付けられている施設を除く。）における段差の解消を支援するものである。

#### ②補助対象要件

以下の全ての要件を満たすものを対象とする。

- 1) 訪日外国人を含む旅行者の大多数が通常利用する経路（以下「特定経路」という。）において行われるものであること。
- 2) 特定経路において、職員による介助、誘導その他の支援のみによっては、高齢者、障害者等である訪日外国人を含む旅行者の周遊上の利便性や安全性が十分に確保されないと認められるものであること。
- 3) エレベーターやスロープ等は、高齢者、障害者等である訪日外国人を含む旅行者が円滑に利用できること。
- 4) 訪日外国人を含む旅行者に対して分かりやすく所在を示すものとし、以下のいずれも満たすことである。なお、本補助事業の申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすこととする。
  - ・エレベーターやスロープ等の所在をこれらの周囲や外壁等に多言語又はピクトサインにより表示していること。
  - ・エレベーターやスロープ等の所在を多言語のマップやWEB等で発信しているか、又は計画があること。

#### ③補助対象経費

段差の解消（エレベーター、スロープ等）の設置等に要する経費として、以下のものを対象とする。なお、故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費や、外外壁や内装の装飾等の段差の解消に直接関連しない経費は補助対象としない。

##### 1) 工事費

機器の購入及び工事（解体工事を含む。）に要する経費。

##### 2) 附帯工事費

エレベーターやスロープ等の設置等に伴う通路、階段等の新設、移設及び改築等に直接要する費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要する費用を含むものとする。

##### 3) 事務費

工事及び附帯工事に要する設計費及び工事監理費とする。

### 8. 外国人観光案内所の整備・改良

#### ①基本的な考え方

当事業の対象となる「外国人観光案内所」とは、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（平成30年4月改訂）に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間において、日本政府観光局により、カテゴリーI以上に認定されている又は認定の見込みがある案内所とする。

#### ②補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。ただし、カテゴリーIに認定されている又は認定の見込みのある外国人観光案内所の補助対象経費は、1)のうちの多言語案内・翻訳用タブレット端末及び多言語案内・翻訳システム機器、2)に要する経費に限る。また、カテゴリーII以上に認定されている又は認定の見込みがある外国人観光案内所は、1)から7)までに要する

全ての経費を対象とする。

なお、補助対象事業が広告等により収益が見込まれる場合、原則として収益が当該補助対象事業の維持・管理費程度であることとする。ただし、6) 地域におけるコト消費促進のための環境整備を除く。

1) 先進機能の整備

- ・VR機器（Virtual Reality 仮想現実）  
観光地の疑似体験ができる機器を整備するもの。
- ・デジタルサイネージ  
観光案内所又は案内所周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等を発信するもの。
- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末  
観光案内業務において、案内所スタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレット端末であること。
- ・多言語案内・翻訳システム機器  
観光案内業務において、案内所スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器であること。
- ・多言語音声ガイド  
拠点化整備計画区域において観光スポットに関する情報を、訪日外国人を含む旅行者に多言語で提供することを目的とする多言語音声ガイドを整備するもの。
- ・A I チャット B o t  
拠点化整備計画区域において、訪日外国人を含む旅行者の利便性向上及び案内業務の効率化を目的として、計画区域を含む観光情報を提供するA I チャット B o t を整備するもの。ただし、地域特性に応じたF A Qの設定や、初期設定等に要する経費のみを対象とする。

2) 無料公衆無線L A N環境の整備

以下③の要件を満たす無料公衆無線L A N環境を整備するもの。

3) 多言語での情報発信に関わる整備・改良

- ・案内標識  
合理的なルートから訪れる訪日外国人を含む旅行者に対して、観光案内所の場所を案内することを目的に設置するもの。
- ・掲示物  
観光スポットの歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報等の発信を目的とするもの。
- ・ホームページ  
観光案内所の設置主体又は運営主体が運営しているスマートフォン対応を含むホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や地域のコンテンツの予約・販売機能、交通情報等の発信を目的とするもの。
- ・コンテンツ作成  
観光案内所の設置主体又は運営主体が作成するコンテンツであり、訪日外国人を含む旅行者への観光情報や交通情報等の発信を目的とするもの。
- ・案内放送

4) 外国人観光案内所の整備・改良

観光案内所（体験・交流スペースを含む。）の新築を含む整備・改良に係る設計・施工、観光案内所の整備・改良に附隨して行う洋式トイレの整備及び清潔等機能向上に要するもの。

5) 免税対応環境整備

観光案内所内における免税対応端末に要する費用及び免税手続きカウンターの設置に要する経費

6) 地域におけるコト消費促進のための環境整備

- ・チケット予約・販売用機器  
多言語での地域のコンテンツの予約・販売を目的とした機器であること。
- ・システム構築費  
チケットの予約・販売システムを構築することを目的とするもの。
- ・キャッシュレス決済環境整備  
チケットを販売するためのキャッシュレス決済環境の整備であること。
- ・プリンター  
観光案内所においてチケットを発券するため、もしくはキャッシュレスに伴うレシートを印刷するためのプリンターであること

・附帯工事費

7) その他

### ③無料公衆無線LAN環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線LANの整備は、「2. 補助対象事業等 ④無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。

また、本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティー対策含む。））で観光案内所において整備するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

## 9. 観光拠点情報・交流施設の整備・改良

### ①基本的な考え方

観光拠点に関する情報提供や、観光拠点に関連した観光サービスのための交流機会（体験・学習等）の提供を目的とした施設であって、訪日外国人を含む旅行者が隨時かつ快適に利用できる施設を対象とする。

### ②機能面の要件

以下の1)又は1)及び2)の全てを含む施設であること。

1) 地域の観光拠点に関する情報を訪日外国人を含む旅行者に対して提供するもの（観光案内、観光情報を提供するスペース、観光拠点に関する歴史・文化等を紹介する展示・学習スペース等が設けられていること。）。

2) 上記に附帯して整備される、訪日外国人を含む旅行者に対して観光サービスを提供する交流の場（訪日外国人を含む旅行者の休憩スペース、地域の文化・伝統を紹介・体験できるスペース、地元物産を紹介・即売できるスペース等が設けられていること。原則として、当該施設による収益が維持・管理費程度であることとし、当該施設の収益により施設整備費が回収できる場合は対象外。）。

### ③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

#### 1)先進機能の整備

- ・VR機器（Virtual Reality 仮想現実）  
観光拠点に関する疑似体験ができる機器を整備するもの。
- ・デジタルサイネージ

観光拠点情報・交流施設又はその周辺に設置するものであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を行うもの。

- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末

観光拠点に関する情報提供業務等において、スタッフが説明時に、補助的に使用することを目的としたインターネット接続タブレット端末であること。

- ・多言語案内・翻訳システム機器

観光拠点に関する情報提供業務等において、スタッフの多言語対応を目的とした多言語案内・翻訳システム機器であること。

- ・多言語音声ガイド

拠点化整備計画区域において観光スポットに関する情報を訪日外国人を含む旅行者に多言語で提供することを目的とする多言語音声ガイドを整備するもの。

- ・A I チャットB o t

拠点化整備計画区域において、訪日外国人を含む旅行者の利便性向上及び案内業務の効率化を目的として、計画区域を含む観光情報を提供するA I チャットB o tを整備するもの。

ただし、地域特性に応じたF A Qの設定や、初期設定等に要する費用のみを対象とする。

#### 2)無料公衆無線LAN環境の整備

以下④の要件を満たす無料公衆無線LAN環境の整備をするもの。

#### 3)多言語での情報発信に関わる整備・改良

- ・案内標識

合理的なルートから訪れる訪日外国人を含む旅行者に対して、観光拠点情報・交流施設の場所を案内することを目的に設置するもの。

- ・掲示物

観光拠点の歴史や文化等を多言語で紹介するための掲示物であり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

- ・ホームページ

観光拠点情報・交流施設の設置主体又は運営主体が運営しているスマートフォン対応を含むホームページであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

・コンテンツ作成

観光拠点情報・交流施設の設置主体又は運営主体が作成するコンテンツであり、訪日外国人を含む旅行者への観光拠点に関する情報提供等を目的とするもの。

・案内放送

4 ) 観光拠点情報・交流施設の整備・改良

観光拠点情報・交流施設の新築を含む整備・改良に係る設計・施工、観光拠点情報・交流施設の整備・改良に附隨して行う洋式トイレの整備及び清潔等機能向上等に要するもの。

5 ) その他

④無料公衆無線LAN環境の整備について

本補助事業の対象となる無料公衆無線LANの整備は、「2. 補助対象事業等 ④無料公衆無線LAN環境の整備について」の要件を全て満たすこととする。また、本事業の対象となる無料公衆無線LAN環境の整備に要する経費とは、「機器購入費」（無料公衆無線LAN機器の購入に係る費用）及び「機器設置工事費用」（無料公衆無線LAN機器の設置工事に係る費用、ソフトウェア購入費（セキュリティー対策含む。））で観光拠点情報・交流施設において整備するものを対象とする。

ただし、通信費等の当該無料公衆無線LAN環境の維持に関する経費は補助対象としない。

## 10. 外国人観光案内所における非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備

①基本的な考え方

当事業の対象となる「外国人観光案内所」とは、災害等の発生時（予見される災害の発生に備えるために公共交通機関が通常と異なる運行を行なう場合を含む。以下同じ。）における訪日外国人を含む旅行者の受入れに関する以下の要件を満たす外国人観光案内所であって、「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（平成30年4月改訂）に基づき、当該年度における補助事業実施対象期間に、日本政府観光局によりカテゴリーI以上に認定をされている又は認定の見込みがあるものとする。

- 1 ) 災害等の発生が外国人観光案内所の業務時間内である場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り業務を継続すること。
- 2 ) 災害等の発生が外国人観光案内所の業務時間外である場合には、公共交通機関の運行状況や外国人観光案内所が所在する地域における観光の状況に照らして、訪日外国人を含む旅行者による相談が見込まれる場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り速やかに業務を開始すること。
- 3 ) 1) 又は 2) の後は、少なくとも通常の業務時間内は業務を行うこととし、その後も訪日外国人を含む旅行者による問い合わせが予見される場合は、可能な限り業務継続に努めること。
- 4 ) 訪日外国人を含む旅行者の求めに応じて、公共交通機関の運行状況、宿泊や避難に関する情報等を案内するとともに、訪日外国人旅行者が所有する情報端末への充電を行うために電源供給機器を使用されること。
- 5 ) 災害等の発生時において、英語のほか、多言語案内・翻訳用タブレット端末又は多言語案内・翻訳システム機器等の活用によることも含め、その他の外国語による対応も可能であること。

②補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

1 ) 非常用電源装置

「①基本的な考え方」に示した訪日外国人を含む旅行者の業務を実施するために必要な非常用電源装置（蓄電池システム、発電機等）の整備に要する経費。

2 ) 情報端末への電源供給機器

災害等の発生時において訪日外国人を含む旅行者が所有する携帯電話等の情報端末を充電するための機器の整備に要する費用。

3 ) その他

非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に附隨するもの。

③情報端末への電源供給機器が利用可能である旨の情報発信

本補助事業の対象となる情報端末への電源供給機器については、訪日外国人を含む旅行者に対して、インターネットの利用、外国人観光案内所その他の場所において公衆に見やすいように掲示する方法その他これらに類する方法により、多言語で分かりやすくその所在を示すもの（補

助事業完了までに当該措置を実施する計画を定めている場合を含む。)とする。

## XI. 事業評価について

### 1. 事業評価の実施

#### ①自己評価（一次評価）

FAST TRAVEL 推進支援事業、公共交通利用環境の革新等事業、観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業、歴史的観光資源高質化支援事業、シェアサイクル導入促進事業、観光地域振興無電柱化推進事業、先進的なサイクリング環境整備事業、古民家等観光資源化支援事業、「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業については、交付要綱第23条の規定に基づき、補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、交付要綱第13条及び第66条本文の規定による完了実績報告書に添付してそれぞれ補助対象事業者から、FAST TRAVEL 推進支援事業については地方航空局に、公共交通利用環境の革新等事業、観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業及び「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業については地方運輸局等に、歴史的観光資源高質化支援事業、シェアサイクル導入促進事業、観光地域振興無電柱化推進事業、古民家等観光資源化支援事業及び先進的なサイクリング環境整備事業については地方整備局等にそれぞれ報告する。

ただし、観光地域振興無電柱化推進事業については、間接補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、自己評価を行い、当該自己評価の結果を、交付要綱第66条本文の規定による完了実績報告書に添付してそれぞれ間接補助対象事業者から補助対象事業者に提出し、補助対象事業者が内容を確認のうえ、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局に報告する。

#### ②二次評価

##### 1 ) 実施対象

FAST TRAVEL 推進支援事業については地方航空局が、公共交通利用環境の革新等事業、観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業及び「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業については地方運輸局等が、歴史的観光資源高質化支援事業、シェアサイクル導入促進事業、観光地域振興無電柱化推進事業、古民家等観光資源化支援事業及び先進的なサイクリング環境整備事業については地方整備局等が、それぞれ自己評価（一次評価）等を基に二次評価を行うこととする。

##### 2 ) 実施方法

二次評価を実施する際には、当該評価の客觀性・妥当性を担保するため、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局及び沖縄総合事務局（以下「国土交通省地方支分部局等」という。）の各担当部長等及び観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議からなる評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、国土交通省地方支分部局等が作成した二次評価案について審議する。国土交通省地方支分部局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。

なお、二次評価案は訪日外国人旅行者数の推移、事業実施計画における施策の進捗状況等を記載するものとする。

国土交通省地方支分部局等は、補助金の交付を直接受けた補助対象事業者及び補助金の交付を間接的に受けた間接補助対象事業者の双方に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、補助対象事業者又は間接補助対象事業者では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて後続事業又は地域の取組等に反映させる。

二次評価の結果を含む事業評価の結果について、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の5月末までに、それぞれ国土交通省地方支分部局等から国土交通省へ提出することとする。

### 2. その他

上記によることができない特段の事情がある場合は、国及び補助対象事業者において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

## 附 則

この要領は、平成30年度予算から施行する

附 則  
この要領は、平成31年度予算から施行する  
附 則  
この要領は、令和2年度予算から施行する

#### 別添

令和2年度観光振興事業費補助金交付要綱第1章第2条二に基づく指定市区町村一覧

都道府県名	市区町村名
北海道	札幌市・函館市・小樽市・旭川市・室蘭市・釧路市・帶広市・北見市・夕張市・網走市・苫小牧市・稚内市・千歳市・富良野市・登別市・伊達市・北広島市・北斗市・七飯町・ニセコ町・留寿都村・俱知安町・積丹町・余市町・赤井川村・上川町・東川町・美瑛町・上富良野町・中富良野町・占冠村・美幌町・津別町・斜里町・清里町・小清水町・大空町・壯瞥町・白老町・洞爺湖町・音更町・新得町・幕別町・足寄町・標茶町・弟子屈町・白糠町・中標津町・羅臼町
青森県	青森市・弘前市・八戸市・黒石市・五所川原市・十和田市・三沢市・平川市・鰯ヶ沢町・深浦町・西目屋村・六戸町・おいらせ町
岩手県	盛岡市・宮古市・大船渡市・花巻市・北上市・一関市・釜石市・八幡平市・奥州市・滝沢市・零石町・平泉町・田野畠村
宮城県	仙台市・石巻市・塩竈市・白石市・名取市・岩沼市・大崎市・蔵王町・柴田町・松島町・利府町
秋田県	秋田市・横手市・大館市・男鹿市・鹿角市・由利本荘市・大仙市・にかほ市・仙北市・小坂町・藤里町
山形県	山形市・米沢市・鶴岡市・酒田市・寒河江市・上山市・天童市・東根市・尾花沢市・河北町
福島県	福島市・会津若松市・郡山市・いわき市・白河市・須賀川市・二本松市・下郷町・檜枝岐村・北塙原村・猪苗代町・西郷村
茨城県	水戸市・日立市・土浦市・古河市・牛久市・つくば市・ひたちなか市・鹿嶋市・守谷市・神栖市・鉾田市・小美玉市
栃木県	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・日光市・小山市・大田原市・矢板市・那須塩原市・芳賀町・塩谷町・那須町
群馬県	前橋市・高崎市・桐生市・伊勢崎市・太田市・館林市・渋川市・藤岡市・富岡市・下仁田町・嬬恋村・草津町・片品村・みなかみ町
埼玉県	さいたま市・川越市・熊谷市・川口市・所沢市・飯能市・春日部市・狭山市・上尾市・草加市・越谷市・蕨市・戸田市・入間市・朝霞市・和光市・新座市・久喜市・八潮市・富士見市・三郷市・坂戸市・鶴ヶ島市・ふじみ野市
千葉県	千葉市・市川市・船橋市・木更津市・松戸市・野田市・茂原市・成田市・佐倉市・習志野市・柏市・市原市・流山市・八千代市・我孫子市・鎌ヶ谷市・富津市・浦安市・四街道市・印西市・富里市・香取市・酒々井町・芝山町・一宮町
東京都	千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・台東区・墨田区・江東区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区・渋谷区・中野区・杉並区・豊島区・北区・荒川区・板橋区・練馬区・足立区・葛飾区・江戸川区・八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・福生市・狛江市・東久留米市・武蔵村山市・多摩市・稲城市・西東京市・小笠原村
神奈川県	横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・秦野市・厚木市・大和市・伊勢原市・海老名市・座間市・綾瀬市・葉山町・大磯町・箱根町・湯河原町
新潟県	新潟市・長岡市・三条市・新発田市・燕市・妙高市・上越市・佐渡市・南魚沼市・湯沢町

都道府県名	市区町村名
富山県	富山市・高岡市・魚津市・氷見市・黒部市・砺波市・小矢部市・南砺市・射水市・立山町
石川県	金沢市・七尾市・小松市・輪島市・加賀市・かほく市・白山市・能美市・野々市市・内灘町
福井県	福井市・敦賀市・小浜市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・若狭町
山梨県	甲府市・富士吉田市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・笛吹市・身延町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町
長野県	長野市・松本市・上田市・諏訪市・大町市・茅野市・塩尻市・佐久市・千曲市・安曇野市・軽井沢町・南木曽町・白馬村・小谷村・山ノ内町・野沢温泉村
岐阜県	岐阜市・大垣市・高山市・多治見市・中津川市・羽島市・土岐市・各務原市・可児市・飛騨市・郡上市・下呂市・白川村
静岡県	静岡市・浜松市・沼津市・熱海市・三島市・富士宮市・伊東市・島田市・富士市・磐田市・焼津市・掛川市・藤枝市・御殿場市・袋井市・下田市・裾野市・湖西市・伊豆市・御前崎市・菊川市・伊豆の国市・牧之原市・東伊豆町・河津町・函南町・小山町・吉田町
愛知県	名古屋市・豊橋市・岡崎市・一宮市・半田市・春日井市・豊川市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・蒲郡市・犬山市・常滑市・小牧市・稻沢市・東海市・大府市・知立市・高浜市・日進市・みよし市・長久手市・南知多町
三重県	津市・四日市市・伊勢市・松阪市・桑名市・鈴鹿市・尾鷲市・亀山市・鳥羽市・熊野市・志摩市・伊賀市・大紀町・南伊勢町・紀北町・御浜町・紀宝町
滋賀県	大津市・彦根市・長浜市・近江八幡市・草津市・守山市・甲賀市・高島市・東近江市・竜王町
京都府	京都市・宇治市・宮津市・亀岡市・長岡京市・八幡市・京田辺市・南丹市・木津川市・伊根町
大阪府	大阪市・堺市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市・枚方市・茨木市・八尾市・泉佐野市・寝屋川市・河内長野市・大東市・和泉市・箕面市・羽曳野市・門真市・摂津市・藤井寺市・東大阪市・泉南市・田尻町
兵庫県	神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市・洲本市・芦屋市・伊丹市・豊岡市・加古川市・宝塚市・三木市・高砂市・川西市・三田市・南あわじ市・淡路市
奈良県	奈良市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・生駒市・香芝市・斑鳩町・吉野町・黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村・川上村
和歌山县	和歌山市・海南市・橋本市・田辺市・新宮市・岩出市・かつらぎ町・九度山町・高野町・みなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町・那智勝浦町・串本町
鳥取県	鳥取市・米子市・倉吉市・境港市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町・日吉津村・大山町・伯耆町・日野町・江府町
島根県	松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市・飯南町・美郷町・津和野町・海士町・西ノ島町・知夫村・隱岐の島町
岡山県	岡山市・倉敷市・津山市・玉野市・笠岡市・総社市・備前市・赤磐市・真庭市・美作市・新庄村
広島県	広島市・呉市・竹原市・三原市・尾道市・福山市・東広島市・廿日市市・府中町・坂町
山口県	下関市・宇部市・山口市・萩市・防府市・下松市・岩国市・長門市・美祢市・周南市
徳島県	徳島市・鳴門市・阿南市・吉野川市・阿波市・三好市・松茂町・北島町・藍住町・板野町
香川県	高松市・丸亀市・坂出市・観音寺市・三豊市・土庄町・小豆島町・直島町・綾川町・琴平町

都道府県名	市区町村名
愛媛県	松山市・今治市・宇和島市・新居浜市・西条市・大洲市・伊予市・四国中央市・松前町・内子町
高知県	高知市・南国市・土佐市・須崎市・土佐清水市・四万十市・香南市・香美市・芸西村・いの町
福岡県	北九州市・福岡市・大牟田市・久留米市・柳川市・中間市・筑紫野市・春日市・大野城市・宗像市・太宰府市・福津市・朝倉市・糸島市・那珂川市・志免町・粕屋町・苅田町
佐賀県	佐賀市・唐津市・鳥栖市・多久市・伊万里市・武雄市・鹿島市・嬉野市・基山町・有田町
長崎県	長崎市・佐世保市・島原市・諫早市・大村市・平戸市・対馬市・五島市・西海市・雲仙市・南島原市・時津町・小值賀町・新上五島町
熊本県	熊本市・八代市・人吉市・荒尾市・菊池市・宇城市・阿蘇市・天草市・南関町・大津町・菊陽町・南小国町・小国町・産山村・高森町・南阿蘇村・益城町
大分県	大分市・別府市・日田市・竹田市・宇佐市・由布市・国東市・日出町・九重町・玖珠町
宮崎県	宮崎市・都城市・延岡市・日南市・小林市・日向市・西都市・えびの市・高原町・綾町・高千穂町
鹿児島県	鹿児島市・鹿屋市・指宿市・垂水市・薩摩川内市・日置市・霧島市・南九州市・姶良市・湧水町・南大隅町・屋久島町
沖縄県	那覇市・宜野湾市・石垣市・浦添市・名護市・糸満市・沖縄市・豊見城市・うるま市・宮古島市・南城市・今帰仁村・本部町・恩納村・宜野座村・金武町・伊江村・読谷村・嘉手納町・北谷町・北中城村・中城村・渡嘉敷村・座間味村・八重瀬町・竹富町